

原子力災害対策指針等の改正案（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）に対する意見公募の結果及び改正案の決定

令和 6 年 9 月 11 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）及び原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（以下「指定要件」という。）の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮るとともに、指針改正案の決定について付議し、指定要件改正の了承を得ることについて諮るものである。

2. 経緯

令和 6 年度第 20 回原子力規制委員会（令和 6 年 7 月 17 日）において、指針及び指定要件の改正案並びにこれらに対する意見公募を実施することが了承されたことから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募及び任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

（1）行政手続法に基づく意見公募

- ①対象：原子力災害対策指針の改正について
- ②実施期間：令和 6 年 7 月 18 日から同年 8 月 23 日まで
- ③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- ④提出意見：3 件¹

（2）任意の意見公募

- ①対象：原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案
- ②実施期間：令和 6 年 7 月 18 日から同年 8 月 23 日まで
- ③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- ④提出意見：3 件¹

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の行政手続法に基づく意見公募において、提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見は 17 件であった。また、任意の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるもの（原子力災害対策に関連する意見は除く）は 1 件であった。

4. 提出意見等に対する考え方（委員会了承事項）

指針の改正に係る提出意見に対する考え方については別紙1のとおり、指定要件の改正に係る提出意見に対する考え方については別紙2のとおり、それぞれ了承いただきたい。

5. 指針の改正（委員会決定事項）

指針の改正案について別紙3のとおり改正する決定を行っていただきたい。適用日は原子力規制委員会決定の日としたい。

なお、指針の改正案は、提出意見を踏まえて記載の適正化を行っている。

6. 指定要件の改正（委員会了承事項）

指定要件の改正案について別紙4のとおり改正することを了承いただきたい。改正指針の適用日から適用したい。

なお、指定要件の改正案は、記載の適正化を行っている。

7. 今後の予定

今後、国による原子力災害医療協力機関の指定について、原子力規制委員会ホームページにおいて公募を開始し、指定を希望する申請があった場合には、指定要件を満たしていることを確認の上、原子力規制委員会へ確認結果を報告し、指定について諮ることとしたい。

<資料一覧>

- 別紙1 原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方（案）
- 別紙2 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案についての提出意見及び考え方（案）
- 別紙3 原子力災害対策指針の改正案
- 別紙4 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案
- 参考1 令和6年度第20回原子力規制委員会 資料3（抄）
- 参考2 原子力災害時における原子力災害医療協力機関の役割

原子力災害対策指針の改正案についての提出意見及び考え方（案）

年 月 日

1. 原子力災害対策指針の改正についての意見：3件

整理番号	提出意見	考え方
1	改正後に、医療協力機関の募集を行うことになるが、その際には、必要な資機材及び要員の研修に係る費用をどこが負担するのか、明確にする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力災害医療に係る資機材及び研修については、従前から国の予算にて対応しているところです。原子力災害対策指針の改正後、新たに国が指定する原子力災害医療協力機関については、御指摘いただいた必要な資機材及び要員の研修に係る費用等の具体的に活動を実施する上で必要な経費について確認し、既存の制度の活用も含めてその負担のあり方について検討していきます。
2	<p>指定された協力機関は、全国規模かどうかは問わず？ 受入れと受入で表現ブレしていない？</p> <p>原子力災害時に立地道府県等や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に関する協力を、指定された機関が全国規模で行うなら、原子力災害拠点病院等への医療支援等を行う高度被ばく医療支援センターと位置づけがどう違う？ 平時では主に高度専門教育研修等を行うかどうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本改正は、立地道府県等以外の都県も含めて、原子力災害時に全国規模で要員の派遣調整を行える体制を構築するため、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みを新設するものであり、全国規模での活動を行うことができることを要件としております。 ➤ 「受入」の記載については、御意見を踏まえ、動詞として記載しているものについては「受け入れ」、名詞として記載しているものについては「受入れ」といたします。 ➤ 原子力災害対策指針において、高度被ばく医療支援センターは「原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。」、原子力災害医療協力機関は「原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住

		<p>民等の被ばくや汚染に対する検査への協力等を行う。」とされており、それぞれの機関の役割・機能は異なります。これは、本改正によって変わるものではありません。</p> <p>➤ 高度専門的な教育研修については、基幹高度被ばく医療支援センターが実施するものとしております。</p>
3	<p>原子力災害対策指針の改正案について（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）意見をのべさせていただきます。</p> <p>これまで複数回、滋賀県高島市、長浜市、大津市、福井県敦賀市、大飯町において、原子力防災訓練の見学をさせていただきました。</p> <p>その中で、原子力災害医療に携わる医療者による放射線被ばく測定において、サーベイメータなどの不適切な使用（被測定者の衣類に触れる、測定速度が速すぎる等）が散見されました。今回の改定案では、原子力災害医療に携わる医療機関以外に、協力機関にも協力を求めるよう書かれています。原子力災害医療に携わる医療機関の職員でも上記のように測定器の使用が不適切であったり不慣れであったりするので、原子力災害医療に携わらない協力機関の方では、放射線の危険性についての知識が少なかったり、意識が低かったりすることで、測定がきちんとできなったり、測定者自身の被ばくの心配があります。実際に訓練では、人の測定ではありませんが、車両の測定の際に体がぴったりと車体に触れている測定者が複数見られました。</p> <p>原発事故は万が一かも知れませんが、福島では実際に起こっています。原子力災害医療に携わる医療機関等だけでなく、協力機関の方々にも、防災訓練の際だけでなく、普段から放射線被ばくの危険性を意識して行動できるように学習の機会を設け、測定器の正しい使用方法をマスターできるようにしてほしいと思います。</p>	<p>➤ 原子力災害医療に携わる者に対する訓練及び研修が重要であり、その必要性について原子力災害対策指針に示されているとおりです。</p> <p>➤ 避難退域時検査等の実務については、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（令和4年9月28日内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び原子力規制庁長官決定）や「避難退域時検査等における資機材の展開及び運用の手引き」（令和4年5月18日内閣府政策統括官（原子力防災担当）作成）を公表しているところです。また、従前から各地域において原子力防災訓練等を行っており、国としても訓練内容の相談等の必要な支援を引き続き行ってまいります。</p> <p>➤ 原子力災害医療に係る研修については、立地道府県等及び高度被ばく医療支援センター等が実施しており、受講者の負担軽減を図りながら、効果的に行えるよう努めてまいります。</p>

2. 提出意見には該当しないが原子力災害対策に関連する意見：17件

整理番号	意見	考え方
1	<p>医療体制整備ももちろん重要ですが、退避、避難についての具体的な指針を見直すためのパブリックコメント募集も希望します。</p>	<p>➤ 今回の改正は、全国規模で原子力災害医療に携わる者を確保するための体制整備として、原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設等を行うために所要の改正を行うものです。 御意見は、原子力災害対策全般に関連する御意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>原子力災害とは、見えない臭わない、痛くない五感で感得できない危険物質が環境中に拡散するというので、その基準値が不確かなものであれば、放射線防護は不可能です。 13,000cpm が除染の指針とされ、安定ヨウ素剤の服用指針が 100mSv とされるなどなど、重大な間違いがあります。 また個人の汚染をしっかりと測らず、その結果を各自が知ることができないのはなぜでしょうか？各自が自らの被害を確認できるようにすべきです。 環境中に汚染があるのであれば、測定にはバックグラウンドの考慮が必要ですが、無視しているのはおかしいです。 このような指針の不備、不完全なマニュアルでは、協力する医療機関での放射能汚染の拡大は必至です。間違った指針を示す規制委に対する信頼は揺らぎ協力する医療機関も大変混乱するでしょう。 見直すべきだと考えます。</p>	
3	<p>原子力災害に対応する医療協力機関を全国的に整備することは重要である。しかし、災害時の対応方針を示した現在の「指針」と「甲状腺モニタリングマニュアル」には明らかな間違いがあり、被ばくを防護するのではなく、被ばくを隠蔽しようとする意図が明白である。 このような現状では、協力を申し出た医療機関の善意に付け込んで、被災者の被ばくの隠蔽に加担させることになる。協力者の善意に正しく報いるために、以下に指摘する間違いと隠蔽工作を改めることが先決である。 放射線防護企画課は、かつて都合の悪いパブコメを不掲載にした前歴があるが、本パブコメは必ず掲載し、指摘に対して回答すること。 まず、間違いを2か所指摘する。 間違い1：13,000cpm は除染の指標ではない 事故当時の防災指針は、2002年に原子力安全研究協会が作成した「緊急被ばく医療の知識」に基づいている。 初期被ばく医療の指標としては、「呼吸により、ヨウ素 131 を含む放射性プルームからの空気を吸入した場合、そのヨウ素 131 による甲状腺の線量が 100mSv になるとして、そのよう</p>	

な放射能濃度の空気にさらされたとき、体表面に付着すると予想される表面汚染密度を指標とする」とされ、体表面汚染密度 40Bq/cm² が指標として与えられている。

また、2010年の原子力安全委員会被ばく医療分科会の資料「医分第22-4号」には、「40Bq/cm²は、放射性ヨウ素の吸入に的を絞り、幼児を基にした甲状腺の線量 100mSv に基づいている。甲状腺 4g の幼児が I-131 を 0.3 μCi、甲状腺に取り込めば 24 時間後の甲状腺線量は 100mSv になる。ヨウ素 131 が 40Bq/cm² 存在する場合、GM サーベイメータの計数値は約 13,000cpm である」と説明されている。

すなわち、40Bq/cm² 及び 13,000cpm は、甲状腺被ばく 100mSv に相当する指標であって、除染の指標ではないのである。福島県の防災マニュアルにも、40Bq/cm² 及び 13,000cpm の指標が記載されていたが、その表記が紛らわしく、一見すると体表面の除染の指標に見えたことが、間違いの始まりであった。

事故に直面した時、はたして福島県はこれを体表面の除染の指標と間違えて、13,000cpm を超えた被災者の体表面の除染を始めた。もちろん、体表面の除染は外部被ばくを防ぐために必要であるが、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺の被ばくは内部被ばくであるから、体表面を後から除染しても被ばくを減らすことはできない。しかも、13,000cpm を超える者が続出したので、事故後の 3 月 13 日には 100,000cpm に引き上げてしまった。これは、甲状腺被ばく 770 mSv (=100,000/13,000) に相当する高い値である。

原安委も、3 月 19 日の放射線医学総合研究所の（編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁）の計算書に基づいて 100,000cpm を認めてしまったが、この計算書では皮膚汚染しか考慮しておらず、（編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁）も 13,000cpm が甲状腺被ばくの指標であることを理解していないことが明らかである。後日の報告によれば、測定した 192,933 人中 100,000cpm 超えは 102 人、13,000cpm から 100,000cpm は 894 人であった。この測定結果は、甲状腺の被ばくが 100mSv を超えた人が 102+894 人もおり、うち 102 人は 770mSv を超えていたことを示すものなのである。

事故に際して、防災指針を正しく理解している者が、国にも県にも誰一人いなかったという事実は恐ろしいことであり、100,000cpm に引き上げた措置が合理的でないことは明らかである。

この間違いは現指針でも継続しており、13,000cpm が皮膚汚染 (OIL4) の基準とされている。正しくは、令和 4 年度第 41 回委員会 (2022.9.28) で伴信彦が「OIL4 は甲状腺被ばくを根拠に誘導したもの」と認めたとおり、この値は甲状腺被ばくの基準なのである。この値を皮膚汚染の基準とする根拠は存在しないので、早急な改正が必要である。

間違い 2：安定ヨウ素剤の服用の指標は 100mSv ではない

事故より以前、IAEA は 100mSv、WHO は 10mSv を服用の指標としていた。国内では、2002 年 4 月の原安委の被ばく医療分科会ヨウ素剤検討会で、「安定ヨウ素予防服用の考え方」が議論され、(編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁)、(編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁)らは、「チェルノブイリ周辺の被ばく者のデータは、線量評価等の妥当性の問題や我が国がヨウ素過剰摂取地域である特徴などから、WHO が推奨する若年者に対するガイドラインを、そのまま現時点で我が国において採用することは、慎重であるべきと考えられる(資料 5-2)」として、国内の指標を 100mSv に決めた経緯がある。

しかし、(編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁)らが問題視した線量評価の妥当性については、評価データに多少の相違があっても介入レベルはほとんど変わらず、また、わが国の家計のコンブ摂取量は年々減少しており、ヨウ素過剰摂取地域であるとの指摘も当たらない。

服用の指標は、甲状腺がんを予防できるベネフィットと、副作用を発症するリスクのバランスで決まる。IAEA と WHO の指標の差は、副作用のリスクの取り方の差に起因しているのである。

副作用のリスクについて、IAEA の SS-109 には、「ヨウ素予防剤の摂取による死亡リスクは 3×10^{-9} のオーダーと推定される。チェルノブイリ事故後のポーランドの経験によれば、成人の重篤な健康影響の発症は 4×10^{-7} であり、中程度から軽度の発症は 6×10^{-4} である。ヨウ化カリウムを摂取した 1 千万人の子どもについて有害な影響は報告されていない」とある。

これに基づいて、IAEA は成人の軽度の発症のリスク 6×10^{-4} を用いて指標を 100mSv とし、WHO は子どもについて有害な影響がないことから発症のリスクを 10^{-7} として指標を 10mSv としたのである。今、問題にしているのは、小児甲状腺がんの防護であるから、子どもの値を用いるのが当然である。

すでに WHO は安定ヨウ素剤の指針(1999 WHO/SDE/PHE/99.6)を公表し、「介入レベル 100mGy を適用すると、子ども 100 万人あたりの甲状腺がんの発生率は、20?50 人程度になる可能性がある。一方、10mGy を適用すると、2?5 人程度である。安定ヨウ素剤の投与によって重大な健康被害が生じることはない」としており、これからも 10mSv が適切であることがわかる。

本来、指針の採用を「慎重であるべき」とするならば、服用の指標として 100mSv ではなく、低い方の 10mSv を採用するのが当然である。(編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁)、(編注。個人名の記載がありますが省略します。原子力規制庁)らは「慎重」という言葉を意図的に悪用し、WHO の指針を無視して、100mSv に決めたのである。

このように、当時も今も基準とされている 100mSv は、安定ヨウ素剤の副作用を過大評価して導いた虚偽の値であり、正しく評価すれば 10mSv 以下となるので、10mSv に基づいて現指針を全面的に改訂する必要がある。

次に、隠蔽工作を 6 か所指摘する。

隠蔽工作 1：個人の汚染を車で代用

間違い 1 で述べたように、甲状腺検査の基本は GM サーベイメータによる測定であり、その指標は 10mSv に相当する 1,300cpm としなければならない。

これに対し、現指針では、避難用の車両（バス、自家用車等）が被災者よりも汚染の程度が高いとして、タイヤ全輪とワイパーを GM サーベイメータで測定し、基準値 40,000cpm 以下であれば被災者の測定は行わないとしている。

しかし、プルームの通過後にチャーターされたバスや、車庫内にあった自家用車の汚染の測定で、プルームに直接曝された被災者の汚染をカバーできるはずはない。このような非合理的で非科学的な測定方法は直ちに改め、被災者全員を測定しなければならない。

基準値 40,000cpm についても、甲状腺被ばく 300mSv に相当する高い値であり、認められるものではない。

隠蔽工作 2：測定結果を被災者に知らせない

測定結果は、その場で被災者に知らせなければならない。被災者が求めるものは通行証ではなく、測定結果である。測定値がわからなければ、避難所での汚染による不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止することができない。

原安委は、事故後の真摯な反省に基づき、「避難住民を漏れなく適切にスクリーニングすること」という提言をしているが、現指針はこの提言に反して、基準値を 3 倍にして測定対象者数を減らし、測定も車両で代用して、ごく一部の代表者の測定に留め、測定しても測定値を被災者には知らせないとしたのである。

被ばくを隠蔽したい国にとって、被災者自身が GM サーベイメータの測定値から甲状腺被ばく線量を推定できることは不都合であるので、まず、GM サーベイメータの測定を極端に制限し、測定しても測定値を知らせないとした。その謀略と狡知には感服する。

隠蔽工作 3：有意な甲状腺モニタリングは不可能

甲状腺モニタリングで用いられる NaI(Tl)サーベイメータの指標は、 $0.2\mu\text{Sv/h}$ とされているが、この値は、原子力規制庁の「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」が甲状腺被ばく 100mSv に相当する線量率として導いた値である。

間違い 2 で述べたように、甲状腺被ばくの指標は 10mSv にすべきであり、したがって、NaI(Tl)サーベイメータの指標も $0.02\mu\text{Sv/h}$ としなければならない。

事故当時、NaI(Tl)サーベイメータで $0.2\mu\text{Sv/h}$ を指標として 1,080 人の測定が行われているが、空間、個別を問わずバックグラウンドを差し引くと測定値が負になる場合があり、測定が難しいことはすでに明らかである。したがって、さらに指標を $0.02\mu\text{Sv/h}$ に下げると、有意な測定を行うことは殆ど不可能と考えられる。

この点からも、甲状腺被ばくのモニタリングは GM サーベイメータを主体にすべきであり、NaI(Tl)サーベイメータによる測定は、「測定はしたけれど、有意な被ばくはしていない」という実績を作って、被ばくを隠蔽するための口実に使われる可能性が高い。

NaI(Tl)サーベイメータで有意な測定結果が得られなくても、GM サーベイメータで $1,300\text{cpm}$ を超えた被災者は、甲状腺が 10mSv 以上の被ばくをしているので、該当者全員に対して詳細測定を行い、その後の健康調査の対象としなければならない。

隠蔽工作 4：甲状腺モニタリング対象者を少数に制限

大きく被ばくした被災者に対しては、NaI(Tl)サーベイメータによる甲状腺モニタリングも有効であるが、マニュアルではモニタリングの対象者に制限をかけて、19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦としており、予防的な避難した住民も除かれている。19 歳未満に限った理由として、科学的なコンセンサスに基づくものとしているが、チェルノブイリや福島では 19 歳以上にも甲状腺がんの罹患例がある事実は、理由も示さずに無視されている。

また、甲状腺モニタリングは強制ではなく本人の同意によるもので、その結果も事後に申請しないと通知されないとしているが、公正を装って希望者を減らそうとする意図が明白である。測定の意義を真摯に説明し、結果を隠蔽しないことを確約すれば、測定に協力しない被災者はいないはずである。

隠蔽工作 5：GM サーベイメータによる汚染の確認はしない

モニタリング（簡易測定）では、頸部（首回り）は拭い、大腿部については着替え又は拭き取りにより除染し、大腿部の測定値をバックグラウンドとして、頸部の測定値から差し引くとしているが、大腿部に汚染が残留していると、差し引きの値が負になり、「被ばくなし」と誤認されるおそれがある。

	<p>GM サーベイメータを用いれば汚染の確認は容易にできるので、大腿部については GM サーベイメータにより汚染がないことを確認する必要がある。被災者に GM サーベイメータの測定値を知られることを恐れて、その使用を制限してはならない。</p> <p>より正確な測定とするためには、空間のバックグラウンドの測定も必要である。モニタリングを実施する場所のバックグラウンドとしては $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以下が想定されているが、この値に近い場所では 10mSv に相当する $0.02\mu\text{Sv/h}$ を測定することは不可能である。</p> <p>隠蔽工作 6：詳細測定は強化されない</p> <p>「甲状腺マニュアル」には、「詳細測定で用いられる可搬型の甲状腺モニタの実用化の目的が立った」が、「可搬型の甲状腺モニタについては、今後製品化され普及が見込まれる段階において、実施体制等について改めて検討を行う」とあり、実際には「可搬型の甲状腺モニタ」は整備されていない。</p> <p>詳細測定はごく一部のホールボディカウンタ施設でしかできない。</p> <p>規制委員会には、詳細測定のための設備を整備する意思が全く見られない。「可搬型甲状腺モニタ」の製品化は事業者任せ、規制委員会として開発のスケジュール・費用を明確に示し、着実に開発を進めて、医療協力機関へ貸与すべきである。</p> <p>以上のように、現「指針」及び「マニュアル」は、被ばくの防護ではなく、被ばくの隠蔽を意図していることが明白である。</p> <p>正しい指針とするために、まず、指摘した 2 か所の間違いを早急に直し、6 か所の隠蔽工作を次のように改めなければならない。</p> <p>(1) 避難所では、被災者全員に対して GM サーベイメータによる体表面汚染の測定を実施し、測定値をその場で被災者に知らせ、$1,300\text{cpm}$ を超える場合は詳細測定を行う。</p> <p>(2) モニタリング（簡易測定）では、バックグラウンドとなる大腿部の表面汚染の有無を GM サーベイメータによって確認し、NaI(Tl) サーベイメータによる線量率の測定結果とともに、測定値を被災者に知らせる。</p> <p>(3) 簡易測定の結果、基準値 $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以下であっても、甲状腺に 100mSv 程度の被ばくが考えられることから、NaI(Tl) サーベイメータによる判定結果にとらわれず、詳細測定を行い、その後の健康観察調査の対象者とする。</p>	
4	<p>参考資料に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく医療が特殊なものであるとの認識を払拭するために I-131 の退出基準は体内残存量として 500MBq から 3.7GBq となっており、この基準を下回り管理区域から退出した患者が 	

	<p>何らかの事情により救急搬送された場合には、医療スタッフが対応している現状も踏まえたトレーニングとしてはどうか。</p> <p>・「甲状腺被ばく線量モニタリング」とあるのは、「甲状腺に集積した放射性ヨウ素モニタリング」としてはどうか。また、甲状腺集積の時間経過に関する注釈へのリンクも設けておいてはどうか。</p>	
5	<p>今回の原子力災害対策指針の改定（案）は、「原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設」に関するものです。原子力災害時の医療協力機関を定め、全国規模でその要員を確保していくことは重要です。指針では、「専門的な教育研修」、「基礎的な研修」「複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修・訓練」を実施することになっています。しかし、現在の指針は、甲状腺被ばく線量と除染の指標を混同しており、その上測定結果を本人に知らせないことになっている等多くの問題があります。現行の指針では、住民の被ばく防護や健康管理には役立ちません。</p> <p>福島原発事故後 13 年、原発事故時 18 歳以下の福島の子どものうち 379 人（8 月 2 日検討委員会、285 人手術済、集計外 43 人含む）が甲状腺がんを発症し、リンパ節転移や再発等に苦しんでいます。二度と同じことを繰り返してはなりません。</p> <p>原子力災害時に尽力される医療関係者が、スクリーニング基準の本来の意味と対策を理解することが重要です。そのためには、指針の全面的な改定が必要です。</p> <p>福島原発事故前は、スクリーニング基準を 13,000cpm としていた。</p> <p>これは 1 歳児甲状腺被ばく等価線量で 100mSv に相当する指標だった。それが現在では、何の説明もないまま、体表面汚染からの外部被ばくを防ぐ除染の基準（OIL4）にすり替えられています。</p> <p>現在の除染の基準（OIL4）は 40,000cpm だが、これは 13,000cpm を約 3 倍したもので、1 歳児甲状腺等価線量 300mSv にもなる。あまりにも高い値です。</p> <p>福島原発事故後、13,000cpm を超える住民が続出したため、3 月 13 日には 100,000cpm に基準を上げてしまいました。その後の報告では 102 人が 100,000cpm を超え、13,000cpm 以上 100,000cpm 未満は 894 人もいたという。</p> <p>WHO が 1999 年に出した「原子力事故後のヨウ素予防ガイドライン」では、新生児、幼児、18 歳までの子ども、妊娠中、授乳中の女性の安定ヨウ素剤服用基準は 10mSv としています。</p> <p>WHO の基準に照らせば、子どもや妊婦の基準は 1,300cpm にし、それを超えた場合は詳細検査を行うべきです。</p>	

6	<p>現行の指針では、基準値を超えても本人に数値は知らせません。除染の基準（40,000cpm）未満や除染後に基準値未満になれば、数値なしの『通過証』を渡すだけです。</p> <p>他方、県独自の原子力災害医療マニュアルを策定し、「通過証」ではなく検査結果を明記した「検査済証」を渡している自治体もあります。基準値は13,000cpmとし、それを超えた場合「検査済証」には測定数値が示され、検査結果の説明等を行うことになっています。測定結果を本人にも知らせなければ、その後も不安な生活が続きます。国や電力会社は健康被害が出て因果関係がないと責任逃れをし、住民は被ばくを証明できません。まさに国や東電が、福島原発事故が小児甲状腺がん多発の原因であることを認めない現状を追認するものです。測定結果を本人が知るの権利です。検査結果の数値を本人に知らせることを指針に明記してください。</p>	
7	<p>現行の指針では、車両が基準値40,000cpm未満の場合、乗車している人を測定しません。車両が基準値以上であっても、同じ車両に乗車している人の検査は代表者のみ。代表者が基準値40,000cpm以上になって初めて全員を検査することになっています。</p> <p>しかし、住民は畑仕事で外におり、避難する自家用車は車庫にある場合では、人と車両の汚染度合は違います。個人の汚染を車両の汚染で代用することはできません。</p> <p>また、屋内退避をするまでの行動は家族でもバラバラであり、屋内退避で被ばくを100%防げるわけではないから、屋内退避中でも被ばく量の個人差はあります。</p> <p>検査後住民に「検査済証」を渡す県では、ゲートモニターを使い、全員検査を行います。住民の安全のためには、代表者だけではなく、全員の測定が必要です。</p> <p>また、予防的避難のPAZ（5km圏内）住民は、検査対象になっていない。しかし、福島原発事故をみれば、避難指示通りの避難ができないことは明らか。避難指示が伝わらず、逃げ遅れた人や避難中に被ばくした人も多数いました。UPZ（約30km圏内）に限らず、避難者全員を測定するべきです。</p> <p>また、指針では、避難所等で行われるモニタリング対象者を19歳未満の者、妊婦及び授乳婦に制限しています。</p> <p>しかし福島原発事故によって、19歳以上の住民でも甲状腺がんを発症し、検査の機会がないためがんが進行してから発見され、甲状腺がんて亡くなった方がいます。検査対象年齢を限るべきではないし、PAZの住民も検査対象に加えるべきです。</p> <p>さらに指針ではPAZは安定ヨウ素剤を事前配布しますが、UPZでは避難時の一次集合場所で配布されることになっています。屋内退避中の被ばく、屋内退避ができない複合災害の場合などを考えれば、少なくともUPZの住民には事前配布が必要です。</p>	

8	<p>東南海地震も近づく中、国民の命を守る改正を宜しくお願い致します。 今回の改正案については以下の五点について再検討願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲状腺被ばくの指標が、体表面の除染の基準にすり替えられている。体表面の除染基準（40,000cpm）は高すぎる 2. 避難退域時検査では、本人に知らせるべき 3. 避難退域時検査では、検査結果を避難者全員を検査するべき 4. 避難所等で行われる甲状腺被ばく線量モニタリングは対象者を制限すべきではない 5. U P Z 住民にも安定ヨウ素剤の事前配布を宜しくお願い致します。 	
9	<p>原子力災害対策指針の改定に当たり、これまでの指針の誤りを正すことが重要と考え、意見を提出します。特に、医療関係者等が、スクリーニング基準の本来の意味と対策を理解することが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲状腺被ばくの指標が、体表面の除染の基準にすり替っている <p>体表面の除染基準（40,000cpm）は高すぎる。1,300cpm にすべき 福島原発事故前は、スクリーニング基準を 13,000cpm としていた。これは 1 歳児甲状腺被ばく等価線量で 100mSv に相当する指標だった。それが現在では、何の説明もないまま、体表面汚染からの外部被ばくを防ぐ除染の基準（O I L 4）にすり替っている。 現在の除染の基準（O I L 4）は 40,000cpm。これは 13,000cpm を約 3 倍したもので、1 歳児甲状腺等価線量 300mSv にもなる、あまりにも高い値である。 福島原発事故後、13,000cpm を超える住民が続出したため、基準を上げてしまったことによる。</p> <p>WHO が 1999 年に出した「原子力事故後のヨウ素予防ガイドライン」では、新生児、幼児、18 歳までの子ども、妊娠中、授乳中の女性の安定ヨウ素剤服用基準は 10mSv。 これに照らせば、子どもや妊婦の基準は 1,300cpm にし、それを超えた場合は詳細検査を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難退域時検査では、検査結果を本人に知らせるべき <p>現行の指針では、基準値を超えても本人に数値は知らせず、数値なしの『通過証』を渡すだけになっている。</p> <p>しかし、県独自の原子力災害医療マニュアルを策定し、「通過証」ではなく検査結果を明記した「検査済証」を渡している自治体もある。基準値を超えた場合「検査済証」には測定数値が示され、検査結果の説明等を行う。</p>	

	<p>測定結果を本人にも知らせなければ、国や電力会社は健康被害が出ても因果関係がないと責任逃れをし、住民は被ばくを証明できない。これでは国や東電が、福島原発事故が小児甲状腺がん多発の原因であることを認めない現状を追認するものだ。</p> <p>測定結果を記録し、本人に知らせよう改定するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査では、避難者全員を検査するべき <p>現行の指針では、車両が基準値 40,000cpm 未満の場合、乗車している全員を測定しない。車両が基準値以上であっても、同じ車両に乗車している人の検査は代表者のみ。代表者が基準値以上になって初めて全員を検査する。</p> <p>しかし、住民は畑仕事などで戸外におり、避難する自家用車は車庫にあるような場合では、人と車両の汚染度合は違うので、個人の汚染を車両の汚染で代用することはできない。また、屋内退避をするまでの行動は家族でもバラバラであり、また屋内退避で被ばくを 100%防げるわけではないから、屋内退避中でも被ばく量の個人差はある。</p> <p>住民の安全のためには、代表者だけではなく、全員の測定が必要。</p> <p>また、P A Z (5km 圏内) 住民は、検査対象になっていないが、福島原発事故をみれば、避難指示通りの避難ができないことは明らか。避難指示が伝わらず、逃げ遅れたり、避難中に被ばくした人も多数いた。U P Z (約 30km 圏内) に限らず、避難者全員を測定するべきである。</p>	
10	<p>原子力災害対策指針の改定に当たり、これまでの指針の誤りを正すことが重要と考え、意見を提出します。原子力規制委員会において、無視せず、慎重に審議することを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等で行われる甲状腺被ばく線量モニタリングは対象者を制限すべきではない <p>指針では、モニタリング対象者を 19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦に制限している。しかし福島原発事故によって、19 歳以上の住民でも甲状腺がんを発症し、検査の機会がないためがんが進行してから発見され、甲状腺がんで亡くなった例がある。検査対象年齢を限るべきではなく、P A Z の住民も検査対象に加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U P Z 住民にも安定ヨウ素剤の事前配布が必要 <p>指針では P A Z は安定ヨウ素剤を事前配布するが、U P Z では避難時の一次集合場所で配布されることになっている。屋内退避中の被ばく、屋内退避ができない複合災害の場合などを考えれば、U P Z の住民には避難時の配布ではなく事前配布が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等で行われる甲状腺被ばく線量モニタリングは対象者を制限すべきではない <p>指針では、モニタリング対象者を 19 歳未満の者、妊婦及び授乳婦に制限している。しかし福島原発事故によって、19 歳以上の住民でも甲状腺がんを発症し、検査の機会がないため</p>	

	<p>んが進行してから発見され、甲状腺がんで亡くなった例がある。検査対象年齢を限るべきではなく、P A Zの住民も検査対象に加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ U P Z住民にも安定ヨウ素剤の事前配布が必要 <p>指針ではP A Zは安定ヨウ素剤を事前配布するが、U P Zでは避難時の一次集合場所で配布されることになっている。屋内退避中も被ばくする。さらに屋内退避ができない複合災害の場合などを考えれば、U P Zの住民には避難時の配布ではなく事前配布が必要である。</p>	
11	<p>今回の指針改定を機に、原子力災害時に尽力される医療関係者が、スクリーニング基準の本来の意味と対策を理解することが重要です。そのためには、指針の全面的な改定が必要です。少なくとも以下の点について改定するよう求めます。1点目は、スクリーニングの基準値です。体表面の除染基準(40,000cpm)は高すぎます。現在の除染の基準(O I L 4)は40,000cpmですが、これは1歳児甲状腺等価線量300mSvにもなります。WHOの基準に照らして、子どもや妊婦の基準は1,300cpmにし、それを超えた場合は詳細検査を行うべきです。2点目は、スクリーニング検査は、車だけではなく、避難者全員に対して行うべきです。乗車していた避難者たちは、車に乗るまでも各々被ばくの仕方は異なっています。各々がどれだけ被ばくしたかを知ることは重要なことであり、避難後の健康管理にとって必要な情報であり、知る権利があります。3点目は、指針では、モニタリング対象者を19歳未満の者、妊婦及び授乳婦に制限していますが、福島原発事故では19歳以上の住民でも甲状腺がんを発症しました。事故直後に検査する機会がなかったため甲状腺がんが進行してから発見され、亡くなった例もあったそうです。検査対象年齢を限らず、P A Zの住民も検査対象に加えるべきです。4点目は、安定ヨウ素剤の事前配布の対象をP A Zの住民に限らず、少なくともU P Zの住民には事前配布が必要です。今年1月に能登で起こった地震の状況を見れば、U P Zの住民も屋内退避も、避難も容易でないことが起きらかになりました。今回の改訂の趣旨に照らしても、その前提となる以上の4点については、見直す必要があります。</p>	
12	<p>全体について</p> <p>今回の原子力災害対策指針の改定(案)は、「原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設」に関するものです。指針では、「専門的な教育研修」、「基礎的な研修」「複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修・訓練」を実施することになっています。しかし、現在の指針は、甲状腺被ばく線量と除染の指標を混同しています。</p> <p>医療関係者がスクリーニングの基準の本来の意味を理解することは重要です。</p> <p>◆甲状腺被ばくの指標を、体表面の除染の基準にすり替えるのは許されません</p>	

	<p>福島原発事故前は、スクリーニング基準を 13,000cpm としていました。これは 1 歳児甲状腺被ばく等価線量で 100mSv に相当する指標でした。それが現在では、何の説明もないまま、体表面汚染からの外部被ばくを防ぐ除染の基準（O I L 4）にすり替えられています。このことを認識するためにも、指針のスクリーニング基準は本来甲状腺被ばくの指標（13,000cpm）だということを指針に明記すべきです。</p>	
13	<p>[スクリーニング基準は 13,000cpm にすべき]</p> <p>今回の改正案は、「原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設」に関するものですが、現在の指針は、スクリーニング基準の本来の意味を正しく踏まえたものになっていません。住民の被ばく防護に役立ちたいと考えて原子力災害時の対応に参加される医療関係の皆さんに、スクリーニング基準の本来の意味と対策を理解して対応に従事してもらうためには、現在の指針の基本的な考え方について改定が必要です。</p> <p>スクリーニング基準 40,000cpm は高すぎます。福島原発事故前のスクリーニング基準は 13,000cpm でした。これは 1 歳児甲状腺被ばく等価線量で 100mSv に相当する指標です。13,000cpm を超える汚染が測定された住民は、詳細検査を行い、健康管理のために検査結果を記録し本人に知らせるべきです。</p>	
14	<p>甲状腺被ばくの指標が、体表面の除染の基準にすり替えられている。体表面の除染基準（40,000cpm）は高すぎる</p> <p>福島原発事故前は、スクリーニング基準を 13,000cpm としていた。これは 1 歳児甲状腺被ばく等価線量で 100mSv に相当する指標だった。それが現在では、何の説明もないまま、体表面汚染からの外部被ばくを防ぐ除染の基準（O I L 4）にすり替えられている。</p> <p>現在の除染の基準（O I L 4）は 40,000cpm だが、これは 13,000cpm を約 3 倍したもので、1 歳児甲状腺等価線量 300mSv にもなる。あまりにも高い値ではないだろうか。</p> <p>福島原発事故後、13,000cpm を超える住民が続出したため、3 月 13 日には 100,000cpm に基準を上げてしまっている。その後の報告では 102 人が 100,000cpm を超え、13,000cpm 以上 100,000cpm 未満は 894 人もいたということだ。</p> <p>WHO が 1999 年に出した「原子力事故後のヨウ素予防ガイドライン」では、新生児、幼児、18 歳までの子ども、妊娠中、授乳中の女性の安定ヨウ素剤服用基準は 10mSv としている。WHO の基準に照らせば、子どもや妊婦の基準は 1,300cpm にし、それを超えた場合は詳細検査を行うべきである。</p>	

15	<p>放射線被曝は同心円状に拡がるものではない。そのときの気象条件や事故の規模もそれぞれ違う。よって、一律に5キロ圏内とそれ以外を分けることに整合性はない。30キロ圏内でも安定ヨウ素剤を予め配ってほしい。</p> <p>甲状腺被曝の指標が体表面の除染基準にすり替えられていることが科学的でない。甲状腺被曝を小さく見せようとしていると思われても仕方のないすり替えである。現在の数値を3倍にしていて40,000cpmは受け入れられない。体表面の被曝で考えるなら、最低でも13,000cpmの基準は守って、その値なら詳細な甲状腺検査を行うべきである。</p> <p>車両が40,000cpm以下なら住民を測定しない、またそれ以上であっても乗車している代表者一人を測定して、その人が40,000cpmを超えて初めて全員検査する、という杜撰なことはやめてほしい。フォールアウトはまだらになる。東日本大震災でもごく限られた地域でホットスポットが現れた。被曝した条件は一人ひとり違う。住民の健康を守るなら、一人ひとり検査すべきだ。初期被曝はあとになったら分からなくなる。そのときに調べられる体制を構築すべきだ。</p> <p>検査結果は住民の手に渡るようにしてほしい。自分の体のことを自分が知らないでいったい誰のための検査なのか。住民をモルモット扱いするようなことはしないでほしい。</p> <p>線量検査は年齢で区切らないでほしい。また、半径何キロ、という距離でも区切らないでほしい。繰り返しになるが被曝は一人ひとり違う。国民の命を守るため、といつも政府が言っているのだから、一人ひとりの不安に向き合える体制を整えておくべきだ。</p> <p>今回の改定案は改悪案である。提出意見では最低限のことしか書いていないが、ここに書いたことも守れないなら原子力発電は思い切って捨て去るべきだ。原発を止めても使用済み核燃料は残るので、来るべき大地震に備えて、政府が避難や被曝検査について計画を立てておくことは必要である。しかし、内部被曝を小さく見せようとするのは完全に間違っている。常に住民の立場に立って考えてほしい。もっと言うなら「自分の家族だったら」と考えてほしい。そして原発だけでなく核戦争も私たちの脅威なのだ。核がなければこんなことも考えずに済んだのに。</p>	
16	<p>今回の改正案は、「原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設」に関するものですが、現在の指針は、スクリーニング基準の本来の意味を正しく踏まえたものになっていません。住民の被ばく防護に役立ちたいと考えて原子力災害時の対応に参加される医療関係の皆さんに、スクリーニング基準の本来の意味と対策を理解して対応に従事してもらうためには、現在の指針の基本的な考え方について改定が必要です。</p> <p>最低限、以下の点について、指針を改定すべきです。</p>	

	<p>1. スクリーニング基準を 13,000cpm とすべきです。現在の基準 40,000cpm は高すぎます。</p> <p>2. 13,000cpm を超える汚染が測定された住民は、詳細検査を行い、結果を本人に説明し、結果を記録した「検査証」を本人に渡すべきです。</p> <p>3. 避難退域時検査では、避難者全員の汚染を検査すべきです。</p>	
17	<p>被ばく測定の数値ですが、自治体によって被測定者本人に渡すところと渡さないところがあるようですが、本人に必ず渡すようにしてほしいです。放射線被ばくは目に見えず、すぐに影響が分かるものでもありません。後日、健康に異常がでて何の原因か分かるのと分からないのでは、治療の方法も変わってきます。</p> <p>甲状腺被ばくによる甲状腺がんのリスクを軽減する効果がある安定ヨウ素剤は、現在 UPZ であれば事前配布が可能になっています。しかし、管理が難しい、誤飲の可能性がある等の理由から、事前配布を躊躇する自治体が多いようです。集合場所で配布されることになっていても、集合場所に行けない、個別に避難する可能性が高い等の方々もおられると思うので、希望者は薬局で薬剤師の説明を受ければ受け取れる等、事前配布の方法を柔軟にできるよう、自治体任せにするのではなく、国が主導で促進してほしいと思います。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>	

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案についての提出意見及び考え方（案）

年 月 日

整理番号	提出意見	考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5枚目の改正後欄の14行目「(1)から」は「次に掲げる(1)から」のほうがよい。6枚目の7行目の例と同様に。 ・ 3枚目の改正後欄の11行目「制定した」は「内閣府が制定した」のほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 5枚目の該当部分については、「次に掲げる」の他の用例に鑑み原案のとおりとさせていただきます。 ➤ 3枚目の該当部分については、当該マニュアルは、内閣府（原子力防災担当）と原子力規制庁の連名で制定したものであり、原案のとおりとさせていただきます。
2	<p>協力機関を全国規模の組織にも対象を広げることは合理的であり早急に進めるべきであると考えます。</p> <p>協力機関に指定することで指定された組織には緊急時に備えた体制確保のために要員の教育・訓練・維持・更新を継続して行う必要がある。そのためには原子力災害医療協力機関が運営上負担になることのないよう、適切な財政的支援と運営に対する継続的なサポートが必要であると考えます。</p> <p>今回の指定要件の改正案は是非進めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原子力災害医療に係る資機材及び研修については、従前から国の予算にて対応しているところです。原子力災害対策指針の改正後、新たに国が指定する原子力災害医療協力機関については、ご指摘いただいた必要な資機材及び要員の研修に係る費用等の具体的に活動を実施する上で必要な経費について確認し、既存の制度の活用も含めてその負担のあり方について検討していきます。
3	<p>「はじめに」に関して</p> <p>過去の反省を踏まえることが重要であるので以下の経緯も踏まえてはどうか。それぞれ、その対策として、何が検討されたかも含めて。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の医療機関が協力姿勢を示すことが困難になったことから放射性物質が付着した被災者の受け入れに混乱が生じたこと。 ・ そのために事前に定めた体表面スクリーニング基準が見直されたが、その見直しの過程においてそもそも体表面スクリーニングの役割が顧みられず（上記の事情もあり）、関係機関から非合理的な説明資料が提示された。 ・ 事故前に想定していた当初の体表面スクリーニングの役割を踏まえた原子力安全委員会から送付されたファクシミリの扱いが不明確なままであること。 ・ 体外測定に関しても事前に準備されていたが、県外に設置されていたものも含めて（県内は想定外の高BGに見舞われ対応が困難となったが、それでもできるだけデータを得ようと模索されていた）、機能せず、県外に避難した県民の期待に応えられなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「はじめに」については、原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件に係る改正経緯の概要について記載しているものであり、原案のとおりとさせていただきます。

(案)

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の全部を次のように改正し、令和 年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

前文

(目的・趣旨)

本指針は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定めるものである。

本指針の目的は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするにあり。

この目的を達成するため、本指針は、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、次の基本的な考え方を踏まえ、専門的・技術的事項等について定めるものである。

- ・住民の視点に立った防災計画を策定すること。

- ・ 災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること。
- ・ 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）の安全基準等の最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと。

（定義）

本指針において使用する用語は、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「炉規法」という。）及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号。以下「通報規則」という。）において使用する用語の例による。

（対象）

本指針の対象は、炉規法に規定された原子力施設（原災法の対象となるものに限る。）の原子力災害及び核燃料物質等の輸送時の原子力災害とする。

（過去の経緯）

原子力安全委員会は、原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施するための専門的・技術的事項として「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）をとりまとめてきた。

平成 23 年 3 月に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなった。平成 24 年 3 月に原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループから『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）が報告された。また、国会、政府、民間の各事故調査委員会による各報告書の中においても多くの問題点が指摘され、住民等の視点を踏まえた対応の欠如、複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足、緊急時の情報提供体制の不備、避難計画や資機材等の事前準備の不足、各種対策の意思決定の不明確さ等に関する見直しについても多数の提言がされた。

平成 24 年 9 月 18 日をもって、原子力安全委員会は廃止され、同年 9 月 19 日に原子力規制委員会及び事務局である原子力規制庁が発足した。

本指針は、前記の旧指針及び中間とりまとめの内容を精査し、さらに、前記の各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で定めたものである。

第1 原子力災害

(1) 原子力災害及び原子力事業者の責任

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。原災法においては、原子力施設外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態に該当するものとされ、緊急事態応急対策が講じられる。

また、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。

(2) 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

① 放射性物質又は放射線の放出

(i) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建

屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(ii) 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

(イ) 火災、爆発等による放射性物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は前記(i)と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

(ロ) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応

によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮蔽効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

② 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(i) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(ii) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

(3) 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、次のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した

対応の方が効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、前記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した災害対策を講ずるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある。

(4) 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、前記(3)で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、住民等に対する放射線被ばくの防護措置を講ずることが最も重要である。基本的考え方としては、国際放射線防護委員会等の勧告、特に Publication109、111 や I A E A の G S R Part 7 等の原則にのっとり、住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要である。

第2 原子力災害事前対策

(1) 原子力災害事前対策の基本的考え方

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、炉規法、原災法等に基づき、原子力災害予防対策が講じられる。しかし、原子力災害予防対策を講じているにもかかわらず

らず、原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等が、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を、事態の段階に応じた最適な方法で緩和し、影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、様々な行動をとらなければならない。

これらの行動が、事態の段階に応じて有効に機能するためには、平時から、適切な緊急時の計画の整備を行い、訓練等によって実行できるように、準備を十分に行っておく必要がある。

(2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

① 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。すなわち、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階の対応の詳細について検討しておくことが有効である。

- ・準備段階では、原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する必要がある。

- ・ 初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。
- ・ 中期対応段階では、放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う必要がある。
- ・ 復旧段階では、その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う必要がある。

② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

前記①のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、I A E A等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行す

るとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。

(i) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

(イ) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、次のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1-1から1-3までの前段にまとめる。また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりが発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきで

ある。

警戒事態：

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍の P A Z（(3)②(i)(イ)で述べる P A Z をいう。以下同じ。）内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、P A Z内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

施設敷地緊急事態：

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状

況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

全面緊急事態：

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況に

ついて直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的に全ての住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講じなければならない。また、U P Z ((3)②(i)(㊦)で述べるU P Zをいう。以下同じ。)内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずることも必要である。

(㊦) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「E A L」という。)を設定する。具体的なE A Lの設定

については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）及び後記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。

(ハ) EALの運用

原子力事業者は、前記(ロ)を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(ii) 運用上の介入レベル（OIL）

(イ) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には前記(i)の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間

放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から1-3までの後段にまとめる。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）を行い、その結果を踏まえ除染（簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）を含む。以下同じ。）を行うとともに、甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺

被ばく線量モニタリング」という。)をその対象とする者(第3(5)⑥(i)に定める者)に対して実施しなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率に基づいて飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を特定することが困難となる場合がある。この場合、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ロ) 具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational

Intervention Level。以下「O I L」という。)を設定する。防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を、表3にまとめる。同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定したものである。

(ハ) 今後の検討等

I A E Aは、緊急事態の特性がO I Lの初期設定値の条件と異なる場合には、当該初期設定値を変更することが望ましいとしている。このため、O I Lの初期設定値の変更の在り方や、放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方についても検討する。さらに、今後、I A E A等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ、必要に応じて本指針の改定を行う。

(iii) 留意すべき事項

これらの防護措置の枠組みの下、原子力事業者、国及び地方公共団体は、緊急時においてそれぞれの役割を適切に果たすことが重要である。このため、情報提供や防護措置の準備を含めた必要な対応について、あらかじめ原子力事業者は原子力事業者防災業務計画に、国は防災基本計画や原子力災害対策マニュアル等に、地方公共団体は地域防災計画（原子力災害対策編）に、それぞれ定めておかなければならない。この際、後記図表の記載内容が、全ての措置を網羅しているものではなく、実際に運用する際には、原子力施設の特性を踏まえて必要な見直しを加えることが必要である点に留意しなければならない。

(3) 原子力災害対策重点区域

① 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処す

る必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

② 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を次のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

(i) 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、次のとおり定める。

(イ) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係る P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径

5 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5 km

を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条第1号の表へ及びチ並びに第14条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定められている。

(ii) 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- 原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値	原子力災害対策重点区域の 範囲の目安（半径）
---------	---------------------------

熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験 研究用等原子炉	5 km
熱出力が2 MWを超え、10MW以下の試験 研究用等原子炉	500m

(iii) 加工施設

(イ) ウラン加工施設

ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン 235 の取扱量が 0.008 TBq 未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- ・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値	原子力災害対策重点区域の 範囲の目安（半径）
ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設	5 km
ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設	1 km
敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設	500m

(ロ) プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径1kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

(iv) 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会

社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径 5 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

(v) その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- ・ 発電用原子炉若しくは試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設若しくは当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの又は当該発電用原子炉施設若しくは当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの
- ・ 熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が 2 MW以下の試験研究用等原子炉施設
- ・ 濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン 235 の取扱量が 0.008 TBq 未満のもの

- ・使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

③ 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、前記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、前記のP A Z及びU P Zの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

U P Zに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的

- ・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に

講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

④ 原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割

原子力事業所内に設置されている全ての原子力施設が前記②(v)に該当する場合の当該原子力事業所が所在する地方公共団体等（地域の実情に応じ、隣接市町村及び同市町村を包括する道府県を含む。）に係る緊急事態における防護措置に係る役割については、基本的に表 1－3 にまとめるとおりであり、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を、地域防災計画（原子力災害対策編）を定め、平時から構築しておく必要がある。

(4) 原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時から原子力災害予

防対策を講じているが、それにもかかわらず、当該施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対処ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

原子力施設の異常事態に関する情報を、国及び地方公共団体に迅速かつ正確に通報することは、原子力事業者の極めて重大な責務である。また、施設の特性に応じて、敷地外における緊急時モニタリングや被ばく線量の推定の対応に必要な敷地内のモニタリングの情報を迅速に提供する必要がある。したがって、原子力事業者は、原子力施設の特性を踏まえて、施設内の異常事態や施設内外の放射線量を適切に把握するための測定器等を配置し、監視体制を整備しておく必要がある。さらに、あらかじめ、通報責任者、通報先、通報連絡様式及び手段を定める等、必要な情報を迅速かつ頻繁に伝えることができるような措置を講じておく必要がある。

(5) 緊急時における住民等への情報提供の体制整備

緊急時において、住民等の行動に関する指示や異常事態に関する情報が迅速かつ分かりやすくそして正確に伝達されるような体制を平時から構築しておく必要がある。また、これらの情報提供に関しては、要配慮者及び一時滞在者等に対する十分な配慮を行うことも必要である。

具体的には、地域防災計画（原子力災害対策編）等において、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達されるような仕組みを構築することが必要である。このため、緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の仕方、住民等の避難経路・場所、医療機関の場所、防災活動の手順等について、平時から情報提供をしておく必要がある。また、情報の伝達に必要な設備を整備しなければならない。

さらに、緊急時に伝達された情報を速やかに理解できるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）に関する検討や情報の受け手の理解の促進に努める。また、報道機関等を通じた情報提供も効果的であるため、関係者間の連携・協力体制を平時から構築する必要がある。

なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応すべきであり、また、平時から、より高度な広報技術の習得に努めるべきである。

(6) 緊急時モニタリングの体制整備

① 緊急時モニタリングの目的及び事前対策

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。さらに、緊急事態においては、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度及び環境試料中の放射性物質の濃度を、時宜に応じて把握し、国、地方公共団体及び原子力事業者で共有し公表することが重要である。それらは、住民等や緊急事態応急対策に従事する者の防護措置を適切に実施するための判断材料となる。

このため、事前対策として、迅速な緊急時モニタリングを可能とする計画を準備しておく

ともに、災害等の様々な要因によりモニタリング要員や資機材が不足する可能性があることに留意し緊急時モニタリングの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。

また、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施する必要がある。

② 国、地方公共団体及び原子力事業者の役割

緊急時モニタリングの実施に当たっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合う。また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「関係指定公共機関」という。）は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援する。

国は緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集及び公表、結果の評価並びに事態の進

展に応じた実施計画の改定等を行うほか、海域や空域等の広域モニタリングを実施する。

地方公共団体は、地域における知見を生かして、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。また、国の技術的支援の下、平常時モニタリングを適切に実施する。

また、原子力事業者は、放出源の情報を提供するとともに、施設周辺地域等の平常時モニタリング及び緊急時モニタリングに協力する。

③ 緊急時モニタリングセンター

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。緊急時モニタリングセンターは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成される。緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在のときには地方公共団体が指揮を代行する。緊急時においても、組織が円滑に機能するように、緊急時モニタリングセンターに参画する者は平時から定

期的な連絡会、訓練及び研修を通じ、意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。なお、国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンター（(9)で述べるオフサイトセンターをいう。）に整備するとともに、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備する。

④ 緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等

地方公共団体は、国、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成する。

また、国は、関係する地域の緊急時モニタリング計画を参照し、緊急時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるように情報収集等の準備を行う。緊急時モニタリング実施計画には、事故の状況に応じた具体的な実施項目や実施主体等の項目を記載する。

さらに、国は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画をあらかじめ定める。

⑤ 緊急時モニタリングの実施体制の整備等

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、緊急時モニタリングの測定の結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

また、国は緊急時モニタリングの結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うための体制を整備する。

⑥ 段階的な緊急時モニタリング

緊急時モニタリングは、次のとおり大きく3段階に分かれる。

(i) 初期モニタリング

初期モニタリングは、初期対応段階において実施する。

国、地方公共団体及び原子力事業者は、警戒事態から緊急時モニタリングの実施の準備を行う。

施設敷地緊急事態において、国は緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。国、地方公

共同体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、速やかに緊急時モニタリングを開始する。その結果はO I Lに照らし合わせて防護措置に関する判断等に用いる。初期モニタリングでは、次の項目を測定する。ただし、防護措置に関する判断に必要な項目のモニタリングを優先する。

- ・原子力災害対策重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度
- ・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウム、超ウラン元素のアルファ核種等）の濃度
- ・広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度

(ii) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いる。中期モニタリングでは、前記(i)の初期モニタリング項目の

モニタリングを充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

(iii) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、復旧段階において、事故の収束後も実施する。詳細は第4(2)に記す。

今後、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方については更なる検討を行う必要がある。

(7) 原子力災害時における医療体制等の整備

原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮して、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供することが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査、除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携

等) を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）の医療機関が、原子力災害時には広域で連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、内部被ばく線量等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

国及び立地道府県等は、前記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i) 国

- ・国は、次に示す役割を担う医療機関等を指定又は登録するための要件（以下「指定要件」

という。) を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

➤ 原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）：

拠点病院とは、原子力災害時において被災地域の原子力災害医療の中心となる医療機関であり、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）に対しては適切な診療等を行う。さらに、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを編成する。

➤ 原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）：

協力機関とは、原子力災害時において立地道府県等や拠点病院が行う原子力災害対策に協力する機関であり、被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査への協力等を行う。

➤ 原子力災害医療・総合支援センター：

原子力災害医療・総合支援センターとは、原子力災害時において原子力災害医療派

遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。

▶ 高度被ばく医療支援センター：

高度被ばく医療支援センターとは、原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。

▶ 基幹高度被ばく医療支援センター：

基幹高度被ばく医療支援センターとは、高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。

- ・国は、全国規模での活動体制を有する協力機関、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターについて、指定要件に基づき指定をすること。なお、複数の機関を高度被ばく医療支援センターとして指定する場合には、そのうちの機関を基幹高度被ばく医療支援センターとして指定をすること。また、おおむね3年ごとに、指定された協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に合致していることを確認すること。さらに、他の医療機関等が指定要件を満たす場合には、協力機関についてはその機関等の担う役割等、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターについては全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。

(ii) 立地道府県等

- ・立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す指定要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、おおむね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が指定要件に合致していることを確認すること。

- 立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、当該立地道府県等、拠点病院、協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）の間の通信手段及び傷病者等の搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。
- 立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。
- 立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。
- 立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、国の指定する協力機関等と調整し、当該協力機関の活動内容に応じた要員

の派遣要請、派遣先の決定、受入れ等に当たる体制を構築しておくこと。

- 立地道府県等は、被ばく医療に係る専門的知見を有する医師等が遠隔から指示することが可能な体制を整備すること。
- 立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。
- 立地道府県等は、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングに関しては、緊急時に多数の要員や資機材を必要とすることから、平時から緊急対応体制を構築すること。

(iii) 原子力事業者

- 原子力事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておくこと。
- 原子力事業者は、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に関して、要員の派遣や資機材の提供等を行えるようにしておくこと。

② 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

原子力災害医療には、次の要点を踏まえた研修、訓練等を組み込む必要がある。

(i) 国

- ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が行う研修、訓練等を支援すること。

(ii) 原子力災害医療・総合支援センター

- ・原子力災害医療派遣チームの構成員に対する研修等を行うこと。

(iii) 高度被ばく医療支援センター

- ・原子力災害医療に携わる者を対象とした専門的な教育研修等を行うこと。
- ・基幹高度被ばく医療支援センターが指定される場合には、基幹高度被ばく医療支援センターは、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センターを対象とした高度専門的な教育研修等を行うこと。
- ・立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び他の高度被ばく医療支

援センターが行う研修・訓練に対し、講師派遣等による支援を行うこと。

- 立地道府県等、拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び他の高度被ばく医療支援センターが行う研修に対して、原子力災害医療・総合支援センターと協力して、研修のカリキュラムや資料の作成、当該研修を行う講師の養成等の支援を行うこと。なお、基幹高度被ばく医療支援センターが指定される場合は、基幹高度被ばく医療支援センターがこれらの研修に対する支援を行うものとする。

(iv) 立地道府県等

- 立地道府県等が整備する原子力災害医療体制の下で原子力災害医療に携わる者に対して、基礎的な研修を実施すること。
- 立地道府県等が整備する原子力災害医療体制の下で原子力災害医療に携わる者に対して、複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修・訓練を実施すること。
- 原子力災害時に被災者への対応に当たる者に対して心のケアやリスクコミュニケーションに関する教育・訓練を行うこと。

(v) 拠点病院

- ・立地道府県等内の協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力すること。

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用の体制

(i) 安定ヨウ素剤の服用について

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクを上昇させる。また、年齢が低いほど、そのリスクが高い。このような放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより、予防又は低減をすることが可能である。このため、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

また、体制整備に際しては、関連法制度及び技術面等の最新の状況を反映するよう努めるとともに、次のような点に留意する必要がある。

- ・服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者等については事前に周知する。
- ・なお、服用を優先すべき対象者は妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。
- ・地方公共団体は、服用に伴う副作用の発生に備えて事前に周辺医療機関に受入れの協力の依頼等をするとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送が行うことができる等の医療体制の整備に努める。

また、平時から訓練等により配布及び服用方法の実効性等の検証又は評価をし、改善に努める必要がある。

(ii) 事前配布の方法

原子力災害対策重点区域のうちP A Z内においては、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、次の点に留意し、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する必要がある。

- ・ 地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。
- ・ 地方公共団体は、事前配布用の安定ヨウ素剤を購入し、公共施設（庁舎、保健所、医療機関、薬局、学校等）で管理する。
- ・ 地方公共団体は、事前配布のために原則として住民への説明会を開催する。説明会においては、原則として医師により、安定ヨウ素剤の配布目的、効能又は効果、服用指示の手順とその連絡方法、配布後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。
- ・ 地方公共団体は、配布等を円滑に行うために、説明会等において、薬剤師に医師への協力等を要請することができる。
- ・ 地方公共団体は、説明会に参加できない住民に対しては、医師による説明を受けることができる公共施設や医療機関に住民が出向き、説明を受けた上で受領できるよう対応する必要がある。

- ・ 地方公共団体は、住民への説明会を定期的を開催することを前提とした上で、地域の実情を踏まえ、地域の医師会及び薬剤師会との協議の上、薬剤師会会員が所属する薬局等を指定し、その薬局等で安定ヨウ素剤を配布することもできる。
- ・ 地方公共団体は、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明が受けられない者には、家族等が代理受領し、説明書とともに説明内容を当該対象者に伝えることを確認した上で配布する。
- ・ 地方公共団体は、配布や代理受領に際しては、他の者に譲り渡さないよう指示するとともに、調査票等への回答や問診の実施等を通じて服用を優先すべき対象者等の把握に努める。
- ・ 地方公共団体は、紛失等により安定ヨウ素剤を携行していない住民や一時滞在者等に対して追加配布できるよう予備の安定ヨウ素剤を備蓄する。
- ・ 地方公共団体は、転出者又は転入者があった場合は速やかに安定ヨウ素剤の回収又は配布をするよう努める。また、安定ヨウ素剤の更新時期の管理方法と使用期限が切れた製剤の確実な回収方法についてあらかじめ定め、実施する。

(iii) 事前配布以外の配布方法

U P Z 内においては、全面緊急事態に至った場合、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなる。そのため、次の点に留意して、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する必要がある。

- ・ 地方公共団体による安定ヨウ素剤の事前配布以外の配布においても、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行う。
- ・ 地方公共団体は、緊急時に備え安定ヨウ素剤を購入し、避難の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続を定め、適切な場所に備蓄する。
- ・ 安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うべきである。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行う。

なお、E A L の設定内容に応じて P A Z 内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想

定される地域等においては、地方公共団体が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、前述のP A Z内の住民に事前配布する手順を採用して、行うことができる。

(8) 平時からの住民等への情報提供

原子力災害の特殊性に鑑み、住民等が国の原子力災害対策本部及び地方公共団体の災害対策本部の指示に従って混乱なく行動できるように、平時から原子力災害対策重点区域内の住民等に対して必要な情報提供を行っておく必要がある。情報の内容としては、次のものが挙げられる。また、前記(3)②(v)に該当する原子力災害対策重点区域を設定することを要しない原子力事業所が所在する地方公共団体等の住民等に対しても、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え原子力施設の特性に応じた所要の情報提供を行っておく必要がある。

① 放射性物質及び放射線の特性

それぞれの原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識（低線量被ばくの健康影響、避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリングの目的や一般的な放射線防護方法に関する知識を含む。）

② 原子力事業所の概要

原子力施設の事故防止の仕組みの概要、平常時及び緊急時の環境放射線モニタリングの仕組み（平常時のモニタリング結果を含む。）の概要

③ 原子力災害とその特殊性

放射性物質又は放射線による被ばくの形態、放射線の影響及び被ばくを避ける方法

④ 原子力災害発生時における防災対策の内容

緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順

ただし、住民等との情報共有等の在り方の詳細については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

(9) オフサイトセンター等の整備

オフサイトセンターは、原子力災害が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地

対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が原子力災害合同対策協議会を組織し、情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていくための拠点となる。オフサイトセンターは、PAZ及びUPZの目安を踏まえた範囲に立地すること、必要な放射線防護対策が講じられていること、地方公共団体等と緊密に連携できること、深刻な事態が生じた場合にも、迅速な立ち上げのための体制の整備、機能が維持できるよう代替施設の確保や通信経路の複線化等の方策が講じられていること等が必要である。また、オフサイトセンターにおいては、平時から、防災資料の管理、通信機器等のメンテナンス等を行うとともに、原子力防災専門官を含む防災関係者の定期的な連絡会や防災訓練により緊密な連絡調整を図っておく必要がある。オフサイトセンターの設置に当たって、国が指定する際には、地方公共団体等の意見を聴いて地域の実情を踏まえた対応を行うことが必要である。

オフサイトセンターに加えて、原子力事業者は、施設の特性に応じ、原子力施設周辺において事故対応に必要な資機材、人員等の中継が可能となる現場活動拠点を適切な場所にあらかじめ設定し、必要に応じて臨時に設置できるようにしなければならない。

(10) 諸設備の整備

原子力災害対策を適切に行うためには、所要の物的資源を整備しなければならない。

具体的には、放射線の影響は必ずしも即時に現れないため、放射線の量を様々な局面で計測する設備や機器、広範囲に及ぶ放射線の影響を各種データから解析し避難等の判断に資するシステム、状況や措置に関する情報を地域住民、関係機関、原子力事業者の間で迅速かつ正確に共有するためのインフラ等を整備しなければならない。

これらの設備や機器等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない。

また、被ばくの可能性がある環境下での作業であることを考慮した防護資機材の整備が必要である。

さらに、被ばく傷病者等や避難者に対応するための救急医療及び災害医療のための設備、資機材等については、住民の生命及び身体の安全を確保する観点から、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があり、次の点を踏まえて整備を行わなければならない。

- ・災害時に必要な連絡先を含めた連絡網（連絡網の更新確認も含む。）
- ・災害時においても利用可能なネットワークシステムによる画像転送設備
- ・複合災害においても利用可能な情報網及び情報連絡設備

なお、原子力災害対策の実施に当たっては、一般的な災害対策と同様に、避難のための道路の整備、輸送手段の確保、避難所等の整備などが必要となる。

(11) 防災関係資料の整備

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するため、関係機関はそれぞれの業務に関する防災計画等を有していなければならない。また、国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関においては、あらかじめ定められたそれぞれの場所に原子力災害対策のために必要とされる資料として組織体制に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料を常備しておく必要がある。オフサイトセンターには関係機関と共有すべき資料を常備しておく必要がある。いずれの資料も、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧手段を用いつつ保存し、常に最新のものに更新しておくことが不可欠であり、そのための仕組みを構築してお

く必要がある。

(12) 緊急事態応急対策に従事する者に対する原子力災害事前対策

① 放射線防護に係る指標

緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）等に規定する緊急作業に従事する者について、当該者が属する組織は、その者が受ける線量が各法令の定める値を超えないようにしなければならない。

これらの法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合には、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議する。指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考とする。

② 防護装備等の整備

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、自らの組織に属し、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者について、その活動内容に応じた防護装備（直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等）、輸送手段及び連絡手段をあらかじめ整備しておく必要がある。民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請する場合には、当該要請を行う組織は、緊急事態応急対策に従事する者が防護装備等を速やかに利用できるよう、必要な整備を行わなければならない。原子力事業者は、緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要に応じて、防護装備を貸与するなどの措置を講じなければならない。

(13) 緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

① 教育

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、その緊急事態応急対策に従事する者に対して、それぞれの責任範囲、任務内容、手順、放射線防護に係る指標、自らの防護措置等を教育する必要がある。また、緊急時の初動対応に当たる組織は同対応を行う者に対して、特に、原子力事業者は原子力施設においては現場の職員全てに対して、緊急時の初動対応の手順を教育しなければならない。これらの教育については、国、地方公共団体及び関係指定公共機関が実施している原子力防災に係る研修コースを活用することや原子力災害以外の分野における緊急事態への対応や他国での実施体制等を学ぶことが有効である。

② 訓練

訓練の目的は、想定した状況と実際のオペレーションとの違いを認識することである。訓練

を通じて、防災計画、施設・設備・機器の機能、対策の準備状況、対応者の判断能力等の全体的な実効性を確認するとともに、防災体制の改善を図ることが必要である。また、防災体制に関しては、複合災害や広域汚染・長期放出状況においても機能し得るよう整備することが重要である。

訓練に当たっては、防災活動の各要素の熟練度を高めていくこと、P A Z及びU P Z内の住民等も含めた関係者間の連携を確認するための総合的な防災訓練を行うことが必要である。また、複合災害や過酷事象等の訓練想定を作成して、可能な限り実地に近い形の防災訓練を行うとともに、様々な事故を考慮した多面的な訓練を計画することが重要である。さらに、訓練の実施後には、その結果を評価して必要な改善を行う等、防災体制の更なる改善を図ることが必要である。

なお、訓練の実施に当たっては、原子力災害と一般災害との共通性を踏まえ、一般の災害対策との連携を図ることにも留意すべきである。

第3 緊急事態応急対策

(1) 緊急事態応急対策の基本的な考え方

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき住民等の防護措置を的確かつ迅速に講ずることが必要である。その際、観測可能な数値に基づき、当事者が事態に応じた防護措置を行うことが重要である。また、複数の原子力施設が設置される原子力事業所に係る原子力災害対策重点区域内、又は複数の事業所に係る原子力災害対策重点区域が重複する区域においては、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえた防護措置を行うことが必要である。

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、表 1 - 1 から 1 - 3 まで及び図 1 で示すように次の流

れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。

- ・原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。
- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてP A Zと、プラントの状況に応じてU P Zの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。
- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。
- ・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。

前記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基

に速やかに該当する緊急事態区分や施設の異常事態を判断し通報すべきである。指定公共機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

(3) 緊急時モニタリングの実施

① 緊急時モニタリングの準備及び初動対応

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、警戒事態において緊急時モニタリングの実施の準備を行う。

施設敷地緊急事態において、国は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、動員計画に基づき必要な動員の要請を行い、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応を行う。その際、国は参集した緊急時モニタリング要員に対し災害情報を提供する。

② 緊急時モニタリング実施計画の策定等

国は、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ、速やかに緊急時モニタリング実施計画を策定し、各分野の緊急時モニタリングを統括して管理する。

緊急時モニタリング実施計画については、国が事態の進展に応じて随時見直し、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関はこの見直しに協力する。なお、被災等によって緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、国はその状況に応じた代替措置について検討し、緊急時モニタリング実施計画に反映する。また、緊急時モニタリングの長期化や広域化に対しては、あらかじめ定めた動員計画に基づき対応する。

③ 緊急時モニタリングの実施

国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関は、緊急時モニタリング実施計画に基づいて緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。初期モニタリングにおいては、O I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。また、放射性ヨウ素を中心とした空气中放射性物質濃度の測定も行う。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては、アルファ核種を中心とした空气中放射性物質濃度の測定も行う。その後、順次、測定対象の拡大を図る。

原子力施設から放出された放射性物質の濃度や施設敷地境界の空間線量率等の放出源モニタリングは、原子力事業者のうち発災元施設の原子力事業者が行い、結果を緊急時モニタリングセンターに通報する。

緊急時モニタリングセンターは、災害の状況に応じて、優先すべき測定対象に重点的に取り組み、要員や資機材の効率的な活用に努める。

④ 緊急時モニタリングの結果

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、O I Lによる防護措置の判断等のために共有し、活用する。また、国は、集約及び共有した全ての緊急時モニタリング結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。

なお、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方については、今後、原子力規制委

員会において更に検討し、必要な内容を本指針に記載することとする。

(4) 緊急時における住民等への情報提供

緊急時には、国、地方公共団体等は、多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、正確かつ分かりやすい内容で住民等に迅速に情報提供をしなければならない。その際には、次の項目について定期的に繰り返し住民等に対して伝達すべきである。

- ・ 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- ・ 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- ・ 各区域あるいは集落別の住民等の採るべき行動についての指示

情報発信をする国、地方公共団体等は、報道機関に対して積極的に情報伝達に関する協力を求めることも必要である。また、これらの情報提供に関しては、要配慮者及び一時滞在者等に十分に配慮しなければならない。さらに、発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互に齟齬のないようにすべきである。

(5) 防護措置及びその他の必要な措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、次の防護措置を実施しなければならない。

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。

- ・ P A Z においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を即時に実

施しなければならない。

- ・ U P Z においては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途に O I L 1 を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途に O I L 2 を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・ U P Z 外においては、放射性物質の放出後については U P Z における対応と同様、O I L 1 及び O I L 2 を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

前記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難

が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に屋内退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

② 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や

中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、次のとおり講ずるべきである。

- ・ P A Z においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Z においては、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。

- ・UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

前記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

なお、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に当たっては、気密性等の条件を満たす建屋の準備、避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供しておく必要がある。

③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している地方公共団体に速やかに伝達されることが必要である。

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、次の点に留意すべきである。

- ・安定ヨウ素剤の効能又は効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることに限定されており、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては服用効果がない。
- ・安定ヨウ素剤の服用効果のみに過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、誤飲、紛失等の防止対策も講ずる必要がある。
- ・安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう、服用のタイミングの重要性について平時から周知し、服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要がある。

- ・妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。
- ・安定ヨウ素剤の成分等に照らすと、副作用として急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低いですが、これに対応できる体制を整えておく必要がある。
- ・甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低いですが、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮が必要である。
- ・地方公共団体は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行う。
また、安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて次のとおりとするべきである。
- ・P A Z内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に

従い服用する。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。

- ・ P A Z 外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転と併せて安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従う。

④ 原子力災害医療

原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した原子力災害医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。

具体的には、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、原子力災害医療調整官へ伝達する。

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、

医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を服用するように伝達する。

立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

⑤ 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査による汚染程度の把握は、表面汚染からの吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止を適切に実施するためには不可欠であり、住民等の避難や一時移転（放射性物質が放出される前に予防的に避難する場合を除く。）を円滑に行うためにも、また医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を行う。

避難退域時検査及び簡易除染の実施場所については、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であって、住民等の円滑な避難や一時移転の妨げとならない場所が望ましく、具体的には、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの避難経路上又はその近傍の適所を選定する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難及び一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。

また、避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分配慮する。

(i) 検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用とし

て、まず車両の検査を行い、結果が車両や携行物品の除染を講ずるための基準（以下「物品等の除染の基準」（注）という。）を超える場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を行う。この代表者がO I L 4を超える場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民等がO I L 4を超える場合にのみ検査を行う。

（注）物品等の除染の基準

物品等の除染の基準は、40,000cpm（ β 線）とする。当該値は、我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用して当該物品等の表面から数cmで測定した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の検出器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

(ii) 簡易除染の方法

検査の結果、O I L 4を超える住民等、物品等の除染の基準を超える車両及び携行物品に

は簡易除染を行う。簡易除染の方法は、拭き取りや着替えにより行うことを基本とする。

簡易除染によってもO I L 4を超える住民等は除染が行える拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行う。また、簡易除染によっても物品等の除染の基準を超える車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

⑥ 甲状腺被ばく線量モニタリング

甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施しなければならない。

立地道府県等は、協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、次に示す甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

(i) 対象とする者

対象とする者は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）であって、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本とする。また、乳幼児については、測定が困難な場

合には行動を共にした保護者等を測定することで乳幼児の線量を推定する。

なお、原子力災害等の状況に応じて対象とする地域を見直すなどにより、対象とする者について柔軟に対応する必要がある。

(ii) 実施場所

簡易測定は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所であって、避難又は一時移転を実施した住民等の利便性を考慮して、避難所又はその近傍の適所で実施する。詳細測定は、甲状腺モニタやホールボディカウンタがある拠点病院又は高度被ばく医療支援センターで実施する。

(iii) 実施方法及び実施期間

まず、(i)に掲げる者に簡易測定を行い、スクリーニングレベル（注）を超える者を対象として詳細測定を行う。なお、これらの測定結果は、個人情報保護の観点から適切に管理する必要がある。

（注）スクリーニングレベル

スクリーニングレベルは、 $0.2 \mu\text{Sv/h}$ を目安とする。当該値は我が国において周辺線量当量率の測定のために広く用いられているNaI (Tl) サーベイメータを利用した場合の値である。なお、原子力災害等の状況に応じて、国はスクリーニングレベルを適切に見直す必要がある。

(イ) 簡易測定

簡易測定は、NaI (Tl) サーベイメータを用いて実施する。簡易測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね3週間内を基本とし、この期間を超える場合には、簡易測定ではなく詳細測定を行う。

(ロ) 詳細測定

詳細測定は、スクリーニングレベルを超える者を対象として、甲状腺モニタを用いて実施する。詳細測定の実施期間は、吸入摂取からおおむね4週間内を基本とし、この期間を超える場合には、代替としてホールボディカウンタを用いた測定を行い、核種組成から放射性ヨウ素の線量推定を行う。

なお、国立研究開発法人において可搬型の甲状腺モニタが開発されたが、今後製品化され普及が見込まれる段階において、当該甲状腺モニタを用いた実施体制等について改めて検討し本指針に記載する。

⑦ 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。また、飲食物の摂取制限を講ずる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率等に基づき次のとおり講ずるべきである。

- ・空間放射線量率がO I L 2を超える地域を特定し、一時移転の措置を講ずるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、O I L 6の結果に基づき、飲食物の摂取制限が判断される。

- ・空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域を特定し、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始しなければならない。この濃度測定の結果、放射性核種濃度がO I L 6を超える飲食物が確認された場合には、当該飲食物について摂取制限を行わなければならない。

なお、核燃料施設においては、事故の状況によっては主としてアルファ核種が放出され、空間放射線量率による飲食物に係るスクリーニング基準の適用が困難となる場合がある。この場合、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

前記の飲食物の摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならない。

⑧ 緊急事態応急対策に従事する者の防護措置

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、法令に基づく被ばく限度又はあらかじめ定めた放射線防護に係る指標を踏まえ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくするように努めるものとする。

原子力災害対策重点区域の屋外等の被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者は、事態の進展に応じ、原子力災害対策本部から出される指示に従って、防護装備を携行・装着し、安定ヨウ素剤を服用するとともに、放射線防護に係る指標を踏まえ、当該者が属する組織又は緊急事態応急対策の実施を要請した組織の判断に従って行動することを基本とする。

緊急事態応急対策に従事する者が属する組織は、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量を管理し、緊急事態応急対策の実施後に、必要に応じて、当該者に医師による健康診断を受けさせるなど、健康管理に配慮しなければならない。

民間事業者等に緊急事態応急対策の実施を要請した組織は、当該民間事業者等が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行わなければならない。

⑨ 各種防護措置の解除

各種の防護措置の解除に当たっては、当該措置が設定される際の基準、又は当該措置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることを基本的な条件とすることが適切である。

ただし、各種の防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることから、関連する地方公共団体との協議を行い、慎重な判断を行うことが必要である。また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じなければならない。

(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策

原子力施設内の事故だけでなく、原子力施設外における核燃料物質等の輸送時における事故により原子力災害が発生する場合もあるため、同様に対策を講ずる必要がある。核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、炉規法等に基づき、原子力事

業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じなければならない。国は、事故の報告等を受けた後、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。

第4 原子力災害中長期対策

(1) 原子力災害中長期対策の基本的考え方

原子力災害が発生した場合においては、事態の一定の収束がなされた後においても、既に環境中に放出されてしまった放射性物質等への適切な対応が必要となる。このため、次の中長期的対策を、関係者間で十分に対話をしながら進めることが重要である。

(2) 発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング

発災後の復旧に向けて、次の判断等を行うため、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタ

リングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握しなければならない。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

なお、中長期にわたって行う環境放射線モニタリングを有効なものとする観点から、関係機関の能力を効率的かつ機能的に活用するため、データの収集、保存及び活用について一元的なシステムを確立しなければならない。

(3) 発災後の復旧に向けた個人線量推定

中長期的な汚染状況において、国、地方公共団体等は、環境放射線モニタリングに加え、実際の個人の被ばく線量の推定を行い、それらの結果に基づいて、適切な防護措置と除染措置を実施しなければならない。

個人の被ばく線量は、各個人の行動に依存するため、行動調査結果を環境放射線モニタリングの結果と照合して被ばく線量を推定するとともに、個人線量モニタリングによる実測値が必

要である。これらの値を適切に組み合わせることにより、個人の被ばく線量についてより精度の高い推定を行うことが可能である。

(4) 発災後の復旧に向けた健康評価

原子力災害においては、放射線の被ばくによる健康影響に加えて、長期間の避難又は屋内退避、集団生活等が強いられ、平常な生活と異なる環境下における心身への影響を受ける。このため、国、地方公共団体等は、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施しなければならない。これらの健康評価を通じて、健康への負荷を低減すると同時に、将来の潜在的な健康影響に関する住民等の不安を軽減していくことが必要である。

(5) 除染措置

国、地方公共団体等は、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、除染措置を講ずる必要がある。除染措置を講ずる際には、社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。

また、住民等が除染措置等に参加する場合には、国、地方公共団体等が必要な情報や資材、指導・訓練、専門的アドバイザー等の提供を通じて支援すべきである。

なお、除染措置に従事する労働者の職業被ばく限度については、関係法令等に基づき適切な被ばく線量管理を実施する必要がある。

(6) 緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方

緊急時被ばく状況にある地域は、原子力施設からの放射性物質の放出が安定的に制御された状態となり、さらに、残留した放射性物質による被ばくが一定レベル以下に管理可能となった段階をもって、現存被ばく状況へ移行すると考えられる。

一方、事態の一定の収束がなされた後においても、依然として緊急時被ばく状況にある地域と現存被ばく状況にある地域が併存することも想定される。また、緊急時被ばく状況から現存被ばく状況への移行は避難等の防護措置の解除判断の重要な要素であることから、現存被ばく状況にあることの判断においては、両状況の取扱いを慎重に検討すべきである。

さらに、現存被ばく状況にあつては、できる限り早期に計画的被ばく状況に移行するための

努力が求められる。

これら三つの被ばく状況の取扱いとその考え方については、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に記載する。

第5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成 24 年 11 月 7 日、炉規法第 64 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。原子力規制委員会は、同日、同条第 2 項の規定に基づき、東京電力株式会社に対して、特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること等の「措置を講ずべき事項」を示して、同項に規定する「実施計画」の提出を求めた。その後、東京電力株式会社から提出された実施計画を認可するに当たり、原子力規制委員会は、全体としてリスク低減が図られていると評価し、事故時における敷地境界を含む広域的な環境における実効線量が十分小さいものとなっていることを確認した。

当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なり、その内包する放射性物質

が著しく異常な水準で敷地外に放出される新たな緊急事態の発生を合理的に想定することはできず、あるいは放射性物質が放出される新たな緊急事態を当該特定原子力施設の現状を踏まえて合理的に想定した場合における住民等が受ける被ばくは他の実用発電用原子炉施設の場合と比べて十分小さいものとなることから、本指針中「第2 原子力災害事前対策」及び「第3 緊急事態応急対策」に規定する実用発電用原子炉施設に係る原子力災害対策の全部を一律に適用することは適切でない。このため、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策としては、実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、次のとおりとすることが適切である。

(1) 緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所周辺の一部区域では今なお避難指示が継続されており、こうした区域（以下「避難指示区域」という。）では住民等の一時立入が行われている一方で、既に避難指示が解除された区域では住民が帰還し生活を再開している。新たな緊急事態が発生した場合には、こうした現状を踏まえた適切な防護措置を講ずる必

要がある。

当該特定原子力施設において、住民等の防護措置が必要となるような新たな緊急事態が発生した場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状態を踏まえて緊急事態を判断し、放射性物質が放出される前の初期対応段階において、事態の進展に応じた予防的な防護措置を講ずることが適当である。

このため、放射性物質が放出される前の初期対応段階においては、次に掲げるとおり、緊急事態を次の三つに区分して判断し、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域において当該各区分に応じた防護措置を講ずることが適当である。

- ・警戒事態 避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入をしている住民等の退去を準備する。
- ・施設敷地緊急事態 避難指示区域に一時立入をしている住民等の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民等の屋内退避を準備する。
- ・全面緊急事態 避難指示区域でない区域の住民等の屋内退避を開始する。

なお、これらの緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講ずることを基本とするが、更に事態が悪化したことにより当該特定原子力施設から放射性物質が放出された場合には、他の原子力施設の場合と同様に、当該特定原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

(2) 緊急事態区分を判断する基準

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において、住民等の防護措置を実施し、あるいはその準備を行う必要がある新たな緊急事態を判断する基準として、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、同発電所の現状を踏まえ、次のとおりとする。

① 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設の全号炉に係る基準

放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）＋5 μ Sv/h』とする。

- ② 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る基準

本指針中、表2の「6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」又は「9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）」を適用する。

- ③ 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設のうち、5号炉及び6号炉に係る基準

原子炉の状態に応じて、本指針中、表2の「1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）」、「5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福

島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの」、「7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの」又は「9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）」を適用する。

(3) 原子力災害対策重点区域

当該特定原子力施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は実用発電用原子炉施設の場合と同様とし、具体的な区域については関係地方公共団体が当該地域の地理的社会的状況等

を勘案してその地域防災計画に定めるものとする。新たな緊急事態が発生した場合には、この原子力災害対策重点区域において、放射性物質が放出される前に緊急事態区分に応じた予防的な防護措置を講ずることを基本とする。

なお、当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定したとしても住民等に重篤な確定的影響が生じるおそれはないことから、実用発電用原子炉施設について定めるPAZに相当する区域を、当該特定原子力施設について定める必要はない。

(4) 緊急時モニタリング

原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において策定された「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して広範なモニタリングを実施しており、現にきめ細かなモニタリング体制が整備されている。新たな緊急事態が発生した場合には、同計画に基づくモニタリングの実施体制等を活用して緊急時モニタリングを実施する。

(5) 原子力災害事前対策

関係地方公共団体等は、新たな緊急事態の発生に備えて当該特定原子力施設の現状を踏まえた合理的な原子力災害事前対策を用意する観点から、次の点にも留意しつつ、前記(1)の考え方に基づく予防的な防護措置が的確に実施されるよう、地域の実情を勘案して必要な準備を順次進める。

- ・当該特定原子力施設から放射性物質が放出される事態を施設の現状を踏まえて合理的に想定すれば、原子力災害事前対策を用意する上では、前記(1)の考え方に基づいて放射性物質の放出前に講じられる予防的な防護措置で足りること。

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題

本指針の記述中で、今後詳細な検討等が必要とされる事項を次に挙げる。これらは、原子力規制委員会において検討し、その内容を本指針に記載していく。

- ・O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

第7 結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。本指針についても、このような観点から、今後の検討結果に加えて、地方公共団体の取組状況や防災訓練の結果等を踏まえ継続的な改定を進めていくものとする。

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合を除く。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

防護措置	実施主体	PAZ(～おおむね5km)				UPZ(おおむね5～30km)				UPZ外(おおむね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
警戒区域	■ 公共団体	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
	■ 要員追加参集	要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・地方公共団体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		要員追加参集	・国及び他の地方公共団体に必要に応じて要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施(避難準備(避難先、輸送手段の確保等)、安定ヨウ素剤の服用準備(配布等))	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
		要員追加参集 ・現地派遣の準備 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施(避難先、輸送手段の確保等)を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れを要請 ・地方公共団体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
■ 要員追加参集	要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	・地方公共団体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
	要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施(安定ヨウ素剤の服用指示 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示)	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの準備(避難一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの場所の確保等))	要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの準備(避難一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの場所の確保等))への協力	
	要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用を指示	現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの準備(避難一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの場所の確保等))	地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難地域時検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの準備(避難一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺検査(軽量モニタリングの場所の確保等))への協力を要請	

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合を除く。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～おおむね5km)				UPZ(～おおむね30km)				UPZ外(おおむね30km～)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL	OIL1	事業者等 の能力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	飲食物に 係るメリ ニッキ等 の基準	事業者等 の能力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	OIL4	事業者等 の能力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	OIL2	事業者等 の能力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共 地方 団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
OIL6	事業者等 の能力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの。*)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		緊急事態区分	<p>要員参集 情報収集・連絡体制の構築</p> <p>国へ通報</p> <p>・敷地境界のモニタリング</p>	-	-	-	-	-	-
要員参集 情報収集・連絡体制の構築	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員参集 情報収集・連絡体制の構築 現地派遣の準備	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 国及び他の地方公共団体に 応援要請	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 現地派遣の実施 現地追加派遣の準備	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 国及び地方公共団体へ通報	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 住民等への情報伝達	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 現地派遣の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 国及び地方公共団体へ通報	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 住民等への情報伝達	-	-	-	-	-	-	-	-	
要員追加参集 現地追加派遣の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	

※ 第2(3)②(ii)~(iv)に掲げるもの。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの。 ※)並びに発電用原子炉(第2(3)②(i)ただし書の場合に限る。))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に依りて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に属する。					
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置		
O I L 1	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 甲状腺腫ばく露量モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・(注)甲状腺腫ばく露量モニタリングへの協力	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・(注)避難の実施 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・(注)甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施	【避難】 (注)避難の受入れ	
	国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な等の一時避難先を含む)を指示 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(注)地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・(注)地方公共団体に甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施を指示	【避難】 (注)地方公共団体に避難受入れを要請	
	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	-	-
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	-	-
	国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	-
O I L 4	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染への協力	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染への協力	-	
	国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染の指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染の指示	-	
	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 甲状腺腫ばく露量モニタリングへの協力	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・(注)甲状腺腫ばく露量モニタリングへの協力	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(注)一時移転の実施 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・(注)甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施	【一時移転】 (注)一時移転の受入れ	
	国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・(注)一時移転範囲の決定 ・(注)地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺腫ばく露量モニタリング】 ・(注)地方公共団体に甲状腺腫ばく露量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 (注)地方公共団体に一時移転の受入れを要請	
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・食物摂取制限の実施	-	
国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に食物摂取制限の実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に食物摂取制限の実施を指示	-		

※ 第2(3)②(i)～(iv)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの。*))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に依り、隣接市町村を含む。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	原子力事業者	- 要員参集 - 情報収集・連絡体制の構築	- 国へ通報	- 敷地境界のモニタリング	-
	公共団体	- 要員参集 - 情報収集・連絡体制の構築	- 住民等への情報伝達	- 緊急時モニタリングの準備	-
	国	- 要員参集 - 情報収集・連絡体制の構築 - 現地派遣の準備	- 地方公共団体への情報提供 - 報道機関等を通じた情報提供	- モニタリング情報の収集・分析 - 緊急時モニタリングの準備	-
(原災法等十条の五規定が適用される場合を除く。ただし、全箇所)	原子力事業者	- 要員追加参集	- 国及び地方公共団体へ通報	- 敷地境界のモニタリング - 緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共団体	- 要員追加参集 - 国及び他の地方公共団体に応援要請	- 住民等への情報伝達 - 今後の情報について住民等への注意喚起	- 緊急時モニタリングの実施	-
	国	- 要員追加参集 - 現地派遣の実施 - 現地追加派遣の準備	- 地方公共団体への情報提供 - 報道機関等を通じた情報提供	- 緊急時モニタリングの実施及び支援 - 緊急時モニタリングの指示 - モニタリング情報の収集・分析	-
(原災法等十条の五規定が適用される場合を除く。ただし、全箇所)	原子力事業者	- 要員追加参集	- 国及び地方公共団体へ通報	- 敷地境界のモニタリング - 緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体	- 要員追加参集	- 住民等への情報伝達	- 緊急時モニタリングの実施	-
	国	- 要員追加参集 - 現地追加派遣の実施	- 地方公共団体への情報提供 - 報道機関等を通じた情報提供	- 緊急時モニタリングの実施及び支援 - 緊急時モニタリングの指示 - モニタリング情報の収集・分析	-

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの。※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		原子力事業者が所在する地方公共団体等 (原子力発電所等)における重点的対応 ※地域の実情に応じ、調整を要する。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L 1	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	放射能に曝するスクリーニング基準	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染への協力
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染の実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難遅延時検査及び簡易除染】 ・避難遅延時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	事業者	-	・国及び地方公共団体へ通報 及び支援	・緊急時モニタリングの実施 及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		公共団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
O I L 6	事業者	-	-	-	-	
	公共団体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・食物摂取制限の実施	
	国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に食物摂取制限の実施を指示	

※ 第2(3)②(v)に掲げるもの。

図1 防護措置等の実施フローの例

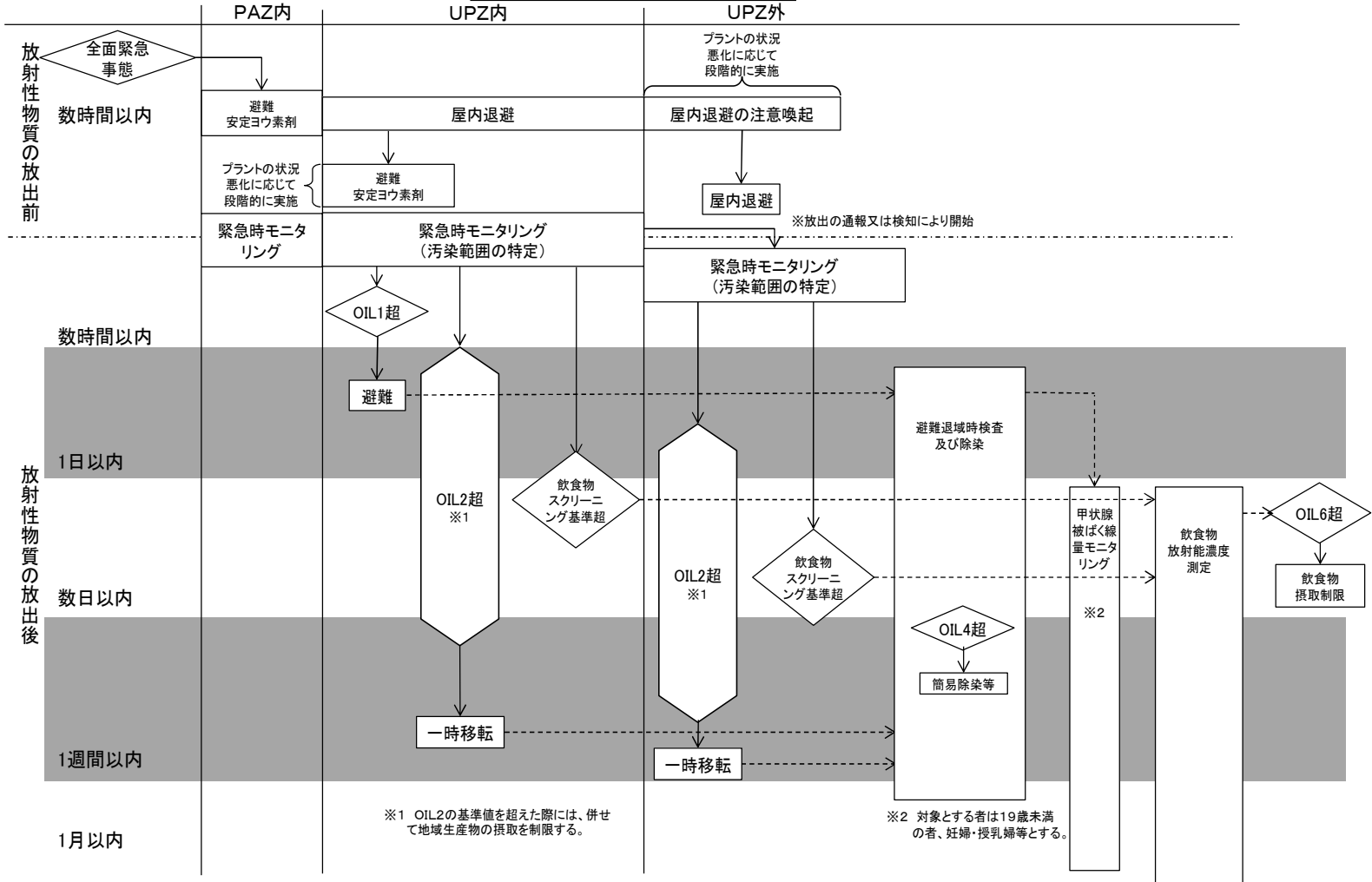


表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

- ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
- ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
- ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水^{いっ}が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれ

があること。

- ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
- ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。
- ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
- ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
- ⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

施設敷地緊急事態を判断する E A L

緊急事態区分における措置の概要

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
- ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。
- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。
- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できな

P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

いこと。

- ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩ 火災又は溢水^{いつ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出され

<p>た場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措</p>

- ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
- ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
- ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
- ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。
- ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑪ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子

置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止するこ	体制構築や情報収集を行い、住民防護のため

とができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。

- ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
- ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑨ 重要区域において、火災又は^{いっ}溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪

の準備を開始する。

<p>失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能</p>	<p>P A Z 内の住民等の避</p>

を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

- ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災又は溢水^{いっ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運

難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

- ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

全面緊急事態を判断するEAL

緊急事態区分における
措置の概要

- ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。
- ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
- ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
- ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
- ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
- ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
- ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。

P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を

- | | |
|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | <p>実施する。</p> |
|---|--------------|

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水^{いっ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p>が発表された場合。</p> <p>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材をくみ上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。

- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災又は溢水^{いづ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するお

<p>それがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそ</p>

- ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。
- ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
- ⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
- ⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
- ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- ⑨ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。
- ⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

れ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- | | |
|---|--|
| <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | |
|---|--|

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

<p>これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第1号の表ニ又はホ及び第14条の表ニ又はホに掲げる事象及び1. から3. までに掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。</p>
--

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたもの

として原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

<p style="text-align: center;">警戒事態を判断する E A L</p> <p>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置</p>

宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

- ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、

3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備す</p>

	る。
施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。
全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要

<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</p>
--	----------------------------------

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

<p>警戒事態を判断する EAL （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供</p>	<p>体制構築や</p>

給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。

- ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
- ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑤ 重要区域において、火災又は溢水^{いっ}が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
- ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
- ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。

情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

<p>⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	
<p>施設敷地緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<p>PAL内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水^{いっ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>（沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時</p>	<p>P A Z 内の</p>

間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。

- ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。
- ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
- ④ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなる事、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなる事。
- ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

8. 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。</p> <p>② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p> <p>④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

- ⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水^{いっ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ⑦ 安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。
- ⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。
- ⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
- ⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑫ 当該再処理施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
- ⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</p> <p>② 制御室が使用できなくなること。</p> <p>③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 火災、爆発又は溢水^{いっ}が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。</p> <p>⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 再処理事業指定基準規則第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>③ セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。</p> <p>④ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. ままでに掲げるものを除く。）

<p style="text-align: center;">警戒事態を判断する E A L</p> <p>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>

<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>
<p>全面緊急事態を判断する E A L</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p>
<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が</p>	<p>P A Z 内の住民避難等</p>

検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

- ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

表3 O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべ

き区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制庁長官決定

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制庁長官 名

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の一部改正について

原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（原規放発第2204064号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、原子力災害対策指針の全部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 号）の適用の日（令和 年 月 日）から適用する。

別表 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>はじめに</p> <p>我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。</p> <p>しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。</p> <p>このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等</p>	<p>はじめに</p> <p>我が国では、平成11年9月30日に株式会社ジェー・シー・オー（JCO）ウラン加工工場において発生した臨界事故を踏まえ、原子力安全委員会が策定した「緊急被ばく医療の在り方について」（平成13年6月、平成20年10月一部改訂）を我が国の緊急被ばく医療体制構築に向けた具体的な指針として位置付け、緊急被ばく医療体制を構築してきた。</p> <p>しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、緊急作業において被ばくした作業員の対応のみならず、地震及び津波という自然災害と原子力災害が重なった複合災害となり、多数の傷病者への対応として関係機関の連携が必要となった。</p> <p>このことに鑑み、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会では、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を設置し、従来の緊急被ばく医療体制を十分に活用しつつ、救急医療及び災害医療体制が原子力災害時にも有効に機能するよう検討を重ね、「原子力災害拠点病院等の施設要件」（以下「拠点病院等</p>

の施設要件」という。)を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針(平成27年原子力規制委員会告示第11号)が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」(以下「拠点病院」という。))、「原子力災害医療協力機関」(以下「協力機関」という。))、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は原子力災害対策重点区域内の道府県(以下「立地道府県等」という。)により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び立地道府県等は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、拠点病院及び協力機関が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

の施設要件」という。)を定めた。拠点病院等の施設要件の根拠となる原子力災害対策指針(平成27年原子力規制委員会告示第11号)が改正された平成27年8月26日以降、拠点病院等の施設要件に基づいて、「原子力災害拠点病院」(以下「拠点病院」という。))、「原子力災害医療協力機関」(以下「協力機関」という。))、「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」が国又は原子力災害対策重点区域内の道府県(以下「立地道府県等」という。)により指定又は登録され、新たな原子力災害時の医療体制に移行した。

また、拠点病院等の施設要件に基づいて、国及び立地道府県等は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、拠点病院及び協力機関が施設要件を満たしているかについておおむね3年ごとに確認を行うとともに、国は、おおむね3年ごとに施設要件の見直しを検討することとした。

原子力規制委員会は、拠点病院等の指定から3年目となる平成30年度に向けて、原子力規制委員会委員による現地調査や関係機関との意見交換を行い、拠点病院等の施設要件の課題を抽出し、見直すべき内容について検討した結果、平成30年度には「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」の役割の明確化を行うとともに、「高度被ばく医療支援センター」のうち、中心的・先導的な役割を担う「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たな機能として追加することとした。

続く令和3年度の見直しでは、前回と同様の調査検討に加え、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の取りまとめの結果等を踏まえた見直しを行うこととした。具体的には、「基幹高度被ばく医療支援センター」の役割の強化を行うとともに、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係る機能について明確に規定し、また業務継続計画（Business Continuity Planning：BCPをいう。以下同じ。）の整備を追加することとした。さらに、拠点病院等の施設要件の名称を「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」と改め、それぞれの施設に求められる役割等を別立てにし、要件の位置付けを整理した。

令和5年5月に制定した甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルを踏まえた実施体制等を整備するためには、原子力災害医療に携わる者の確保を進める必要がある。このため、全国規模で活動体制を有する機関を国が協力機関として指定する枠組みを新たに追加することとした。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方

1 指定・登録

(1) (略)

続く令和3年度の見直しでは、前回と同様の調査検討に加え、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の取りまとめの結果等を踏まえた見直しを行うこととした。具体的には、「基幹高度被ばく医療支援センター」の役割の強化を行うとともに、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係る機能について明確に規定し、また業務継続計画（Business Continuity Planning：BCPをいう。以下同じ。）の整備を追加することとした。さらに、拠点病院等の施設要件の名称を「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」と改め、それぞれの施設に求められる役割等を別立てにし、要件の位置付けを整理した。

原子力規制委員会を含め、国は、原子力災害時の医療体制が効果的に機能するよう引き続き支援を行っていくこととしている。

第二章 原子力災害拠点病院等の指定等の考え方

1 指定・登録

(1) (略)

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から国が指定する協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との情報交換等を行うとともに、立地道府県等や拠点病院等への支援はこれらの機関を通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切にこれらの機関が対応できるように支援する。

【原子力災害医療協力機関】

国（原子力規制委員会）は、第一章 2 に規定する協力機関の役割を全国規模で担う協力機関について募集を行い、指定を希望する申請があった場合には、指定要件を満たしていることを確認の上、指定する。

(略)

2 住民等への周知

(略)

3 指定・登録の取消し

立地道府県等は、指定又は登録を行った拠点病院及び協力機関が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね3年ごとに要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定又は登録を取り消すものとする。

(2) 国の役割及び国が指定を行う機関

国（原子力規制委員会）は、平時から原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）との情報交換等を行うとともに、立地道府県等や拠点病院等への支援は両センターを通じて行う。

また、原子力災害時には適時適切に両センターが対応できるように支援する。

(新設)

(略)

2 住民等への周知

(略)

3 指定・登録の取消し

立地道府県等は、指定又は登録を行った拠点病院及び協力機関が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導することとし、おおむね3年ごとに要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定又は登録を取り消すものとする。

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた協力機関、原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに指定要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消す。

4 指定要件の見直し

（略）

第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件

各機関の要件は以下のとおりとする。

1 原子力災害拠点病院

（略）

2 原子力災害医療協力機関

立地道府県等が登録する協力機関については、（1）から（7）までを要件とする。また、国が指定する協力機関については、（1）に掲げる協力機関に求められる基本的な要件のうち1項目以上の要件について全国規模での活動を行うことができること、（4）及び（5）を要件とする。

（1）～（7） （略）

3 原子力災害医療・総合支援センター

（略）

4 高度被ばく医療支援センター

国（原子力規制委員会）は、指定を受けた原子力災害医療・総合支援センター及び高度被ばく医療支援センター（基幹高度被ばく医療支援センターを含む。）が指定要件に定める機能を果たせるように適宜指導するものとし、おおむね3年ごとに指定要件を満たしているか確認した上で、指定要件を欠くに至ったと認める場合には、その指定を取り消す。

4 指定要件の見直し

（略）

第三章 原子力災害拠点病院等の指定要件

各機関の要件は以下のとおりとする。

1 原子力災害拠点病院

（略）

2 原子力災害医療協力機関

（新設）

（1）～（7） （略）

3 原子力災害医療・総合支援センター

（略）

4 高度被ばく医療支援センター

(略)

5 基幹高度被ばく医療支援センター

(1)～(4) (略)

(5) その他

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備²⁶すること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- C) 基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針²⁶を策定すること。

(略)

5 基幹高度被ばく医療支援センター

(1)～(4) (略)

(5) その他

- A) 原子力災害に対応できる業務継続計画を整備²⁶すること。
- B) 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- C) 基幹高度被ばく医療支援センターとしての役割を担うための業務方針²⁶を策定すること。

原子力災害対策指針等の改正案（原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設）及び意見公募の実施

令和6年7月17日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、全国規模で要員を確保するための体制整備として原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設等を行うため、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）及び原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（以下「指定要件」という。）の改正案並びに意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯及び課題への対応

原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査への協力等を行う機関として、原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）が、指定要件に基づきあらかじめ登録を行っている。

しかしながら、これらの機関は24の立地道府県等内に限られており、甲状腺簡易測定の要員をはじめとして、原子力災害時に十分な要員が確保できるかが課題となっている。特に、令和5年5月の甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル制定時には、関係機関との広域的な協力体制の構築等が課題として挙げられている。

そこで、立地道府県等以外の都県も含めて、原子力災害時に全国規模で要員の派遣調整を行える体制を構築するため、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みを新設する。

また、それと併せ、当該協力機関の調整の下に全国規模で派遣されることとなる要員等に対する研修の拡充を図る。

3. 指針の改正案（委員会了承事項）

以下を内容とする別紙1¹に示す指針の改正案を了承いただきたい。

- ・全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関²について、国が指

¹ 実際の指針の改正は、指針全体を縦書きから横書きに変更等するため、形式的には全部改正により行うが、別紙1は変更部分をわかりやすく説明するため、実質的な改正部分の新旧対照表を添付するとともに、横書きへの変更等に伴う修正の考え方を掲載している。

² 国による指定及び道府県による登録の機関の機能に差はないため、同じ「原子力災害医療協力機関」の名称を用いるが、手続面で呼び分けの必要がある場合には、原子力災害医療協力機関（国指定）、原子力災害医療協力機関（道府県登録）と括弧を付する場合もある。

定要件に基づき指定する枠組みを追加する。

- ・全国規模で派遣される者を含め原子力災害医療に携わる者の知識や技能の向上のため、原子力災害医療に関する研修・訓練等の対象者の範囲を拡充する。
- ・指針全体を縦書きから横書きに変更すること等に伴い、記載を適正化する。

4. 指定要件の改正案（委員会了承事項）

指針の改正と併せて、以下を内容とする別紙2に示す指定要件の改正案を了承いただきたい。

- ・国が指定を行う機関として原子力災害医療協力機関を追記し、当該機関の指定要件を改正する。

5. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙1に示す指針の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

併せて、別紙2に示す指定要件の改正案について、行政手続法に定める命令等に該当するものではないが、任意の意見公募を行うことについて了承いただきたい。

- 実施期間：令和6年7月18日から36日間
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）/郵送

6. 今後の予定

意見公募を実施した後、意見公募の結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見への回答について了承いただくとともに、指針及び指定要件の改正案について決定・了承をいただきたい。

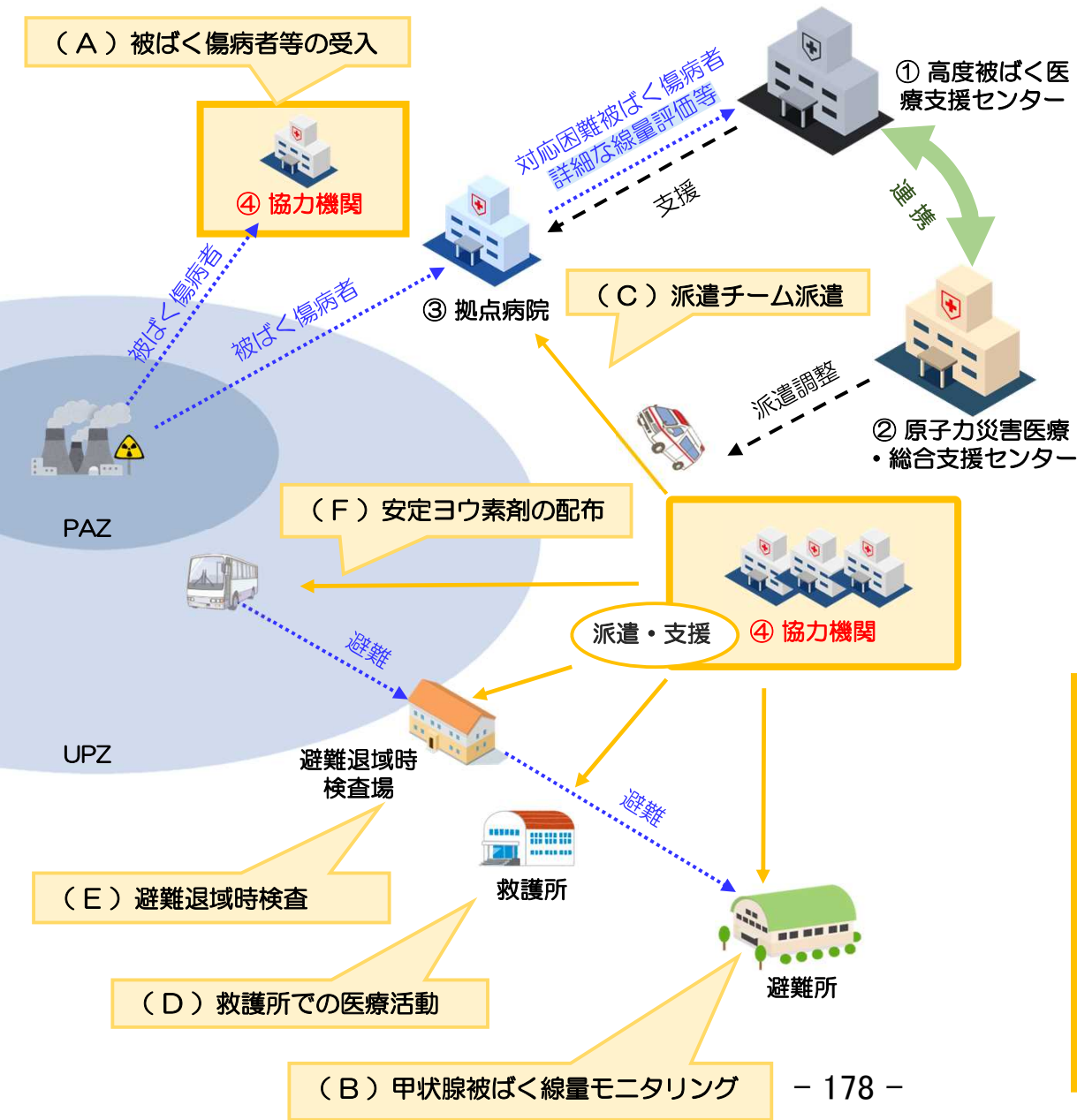
<別紙、参考>

別紙1 原子力災害対策指針の改正について

別紙2 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件の改正案

参考 原子力災害医療協力機関

原子力災害時における原子力災害医療協力機関の役割



＜原子力災害時の各機関の主な役割＞

- ① 高度被ばく医療支援センター**
 - ・被ばく傷病者等の受入
 - ・詳細な線量評価等
 - ・拠点病院等に対する支援
 - ・QST
 - ・弘前大学
 - ・福島県立医科大学
 - ・福井大学
 - ・広島大学
 - ・長崎大学

- ② 原子力災害医療・総合支援センター**
 - ・派遣チームの派遣調整
(原子力災害医療派遣チーム)
 - ・弘前大学
 - ・福島県立医科大学
 - ・広島大学
 - ・長崎大学

- ③ 原子力災害拠点病院 (拠点病院)**
 - ・被ばく傷病者等の受入
 - 各道府県 1-4施設

- ④ 原子力災害医療協力機関 (協力機関)**
 - (A) 被ばく傷病者等の受入
 - (B) 甲状腺被ばく線量モニタリング
 - (C) 派遣チームの派遣
 - (D) 救護所での医療活動
 - (E) 避難退域時検査
 - (F) 安定ヨウ素剤の配布支援
 - (G) その他活動
 - 国指定 (新設予定)
 - 道府県登録